

第 2 期高知県地域福祉支援計画（案）

～ 県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「高知型福祉」の実現 ～



平成 28 年 3 月

高 知 県



ごあいさつ

本県では、平成22年2月に、保健・医療・福祉の各分野の課題の解決に真正面から取り組むため、「日本一の健康長寿県構想」を策定し、毎年PDCAサイクルによる個々の施策の検証を行いながら、バージョンアップを図ってまいりました。

中でも、福祉の分野においては、ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現を目指して、小規模多機能型の地域福祉の拠点となる「あったかふれあいセンター」の整備をはじめ、地域で支援を必要とする住民の皆様などへの支援体制づくり、福祉を支える担い手の育成などに取り組んでまいりました。

あわせて、こうした地域福祉の取組を推進するため、基本指針となる「高知県地域福祉支援計画」を平成23年3月に策定し、市町村の地域福祉計画と市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画の策定なども支援してきたところです。

その結果、平成25年度末には、全ての市町村において地域福祉計画が策定されるとともに、「あったかふれあいセンター」については、平成27年度末時点でサテライトを含めて県下の230箇所以上で活動が展開されるなど、中山間地域を中心に支え合いのネットワークづくりが進展するとともに、認知症対策や自殺防止対策などでも一定の成果が現れてきております。

しかしながら、少子高齢化が進行する中で、中山間地域などでの福祉・医療サービスの提供や、サービス提供を担う人材の確保など、解決すべき課題も多く残されていることから、平成28年2月には「第3期日本一の健康長寿県構想」を策定いたしました。今後は、「県民の誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることのできる高知県」の実現を目指して、「地域地域で安心して住み続けられる県づくり」をはじめとした5つの根本的な課題の解決に向け、より重点的かつ骨太な対策を講じていくこととしております。

こうした中、平成27年度末で計画期間が満了となる「高知県地域福祉支援計画」について、今般、第2期計画を策定し、「あったかふれあいセンター」などでこれまで培ってきたネットワークなどを活かしながら、介護予防サービスの充実・強化を図るとともに、認知症カフェの設置を推進するなど、QOLの向上につながる取組への支援策を抜本強化することといたしました。

「高知家」の一員である県民の皆様方におかれましては、「第3期日本一の健康長寿県構想」はもちろんのこと、構想と一体的に推進することとなる「第2期高知県地域福祉支援計画」に基づく取組に、これまで以上にご理解、ご参画いただきますよう、心からお願い申し上げます。

最後に、第2期計画策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました高知県社会福祉審議会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの皆様に厚く御礼を申し上げます。



平成28年3月

高知県知事 尾崎 正直

第1章 第2期計画の策定の背景	1
1. 第1期計画に基づく「高知型福祉」の推進に向けた取組の成果.....	1
(1) 地域福祉の拠点としての「あったかふれあいセンター」の整備.....	2
(2) 地域福祉を支える担い手の育成.....	2
(3) 市町村における地域福祉アクションプランの策定・実行.....	2
2. 高知県の現状と課題.....	4
(1) 人口減少・少子高齢化の進行.....	4
(2) 貧困や虐待、少年非行など社会的な課題への対応.....	8
(3) 福祉制度サービスが行き届いていない地域への対応.....	12
(4) 中山間地域の過疎化、高齢化の進行と暮らしの確保.....	15
(5) 災害時要配慮者対策.....	17
(6) 地域の支え合いの力の弱まり.....	19
3. 地域福祉への新たな期待.....	20
(1) 介護保険制度の改正と介護予防・生活支援.....	20
(2) 生活困窮者自立支援制度の施行と地域福祉の役割.....	20
(3) 地域福祉が担う災害時要配慮者対策.....	20
第2章 計画の基本的事項	22
1. 計画の位置づけ.....	22
2. 計画策定の目的.....	22
3. 計画改定の趣旨.....	22
4. 地域福祉の方向性.....	23
5. 計画の期間.....	23
6. 計画の目標.....	23
7. 計画の推進体制.....	24
8. 計画の進行管理.....	25
第3章 計画の内容	26
1. 地域福祉の方向性.....	26
(1) 地域の実情に応じた地域福祉の推進.....	26

1)	小規模多機能支援拠点（あったかふれあいセンターなど）の機能強化	26
2)	新しい介護予防・生活支援の仕組みづくり	26
3)	生活困窮者などが安心して暮らせる地域づくり	26
4)	防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進	26
(II)	地域福祉を推進する基盤の確保	27
5)	中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動	27
6)	福祉を支える担い手の確保・育成	27
7)	利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保	27
8)	地域福祉アクションプランの推進	27
2.	具体的な方策	28
(I)	地域の実情に応じた地域福祉の推進	28
1)	小規模多機能支援拠点（あったかふれあいセンターなど）の機能強化	28
2)	新しい介護予防・生活支援の仕組みづくり	32
①	住民主体の介護予防・生活支援の展開	32
②	ふれあいサロン活動などの普及	33
3)	生活困窮者などが安心して暮らせる地域づくり	35
①	市町村における相談窓口の機能強化	35
②	生活困窮者自立支援の推進	40
③	地域福祉活動を支える仕組みづくり	43
④	社会福祉法人等における社会貢献活動の推進	45
4)	防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進	47
①	自主防災の組織づくりと活動の促進	47
②	災害時要配慮者の支援の仕組みづくり	49
(II)	地域福祉を推進する基盤の確保	52
5)	中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動	52
6)	福祉を支える担い手の確保・育成	55
①	福祉人材センター、福祉研修センターなどの連携による福祉・介護人材の確保・育成	55
②	民生委員・児童委員活動の充実	57
③	地域住民の福祉活動への参加促進	62
7)	利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保	64
①	適切な福祉サービスの利用促進のための仕組みづくり	64
②	権利擁護の取組の推進	66
8)	地域福祉アクションプランの推進	68
第4章	地域福祉アクションプランの推進	69
1.	地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な推進	69
2.	地域福祉アクションプランの基本事項	71

3. 地域福祉アクションプランの推進に当たっての大切な視点 74

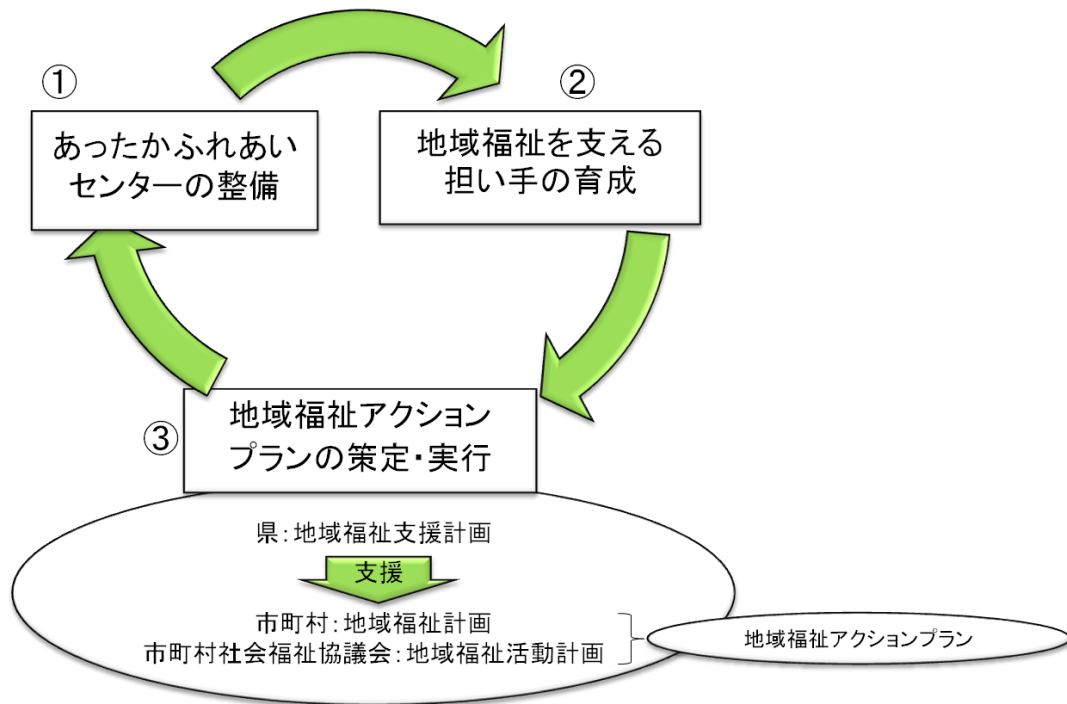
用語解説 76

第1章 第2期計画の策定の背景

1. 第1期計画に基づく「高知型福祉」の推進に向けた取組の成果

本県では、県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「高知型福祉」の実現に向けて、平成23年3月に、平成23年度から平成27年度を計画期間とする高知県地域福祉支援計画を策定しました。

この「高知型福祉」の実現への取組としては、(1) 地域福祉の拠点としての「あったかふれあいセンター」の整備、(2) 地域福祉を支える担い手の育成、(3) 市町村における地域福祉アクションプラン¹の策定・実行、の3つを重点的に推進してきました。



上の図の3つの取組については、①「あったかふれあいセンター」の整備 → ② コーディネーターやスタッフの配置と人材育成 → ③ ①と② を市町村の地域福祉アクションプランに位置付け、計画の進捗管理とともに「あったかふれあいセンター」の活動の充実と人材育成が図られる、という循環を機能させることによる、地域福祉の基盤づくりを推進してきました。

¹ 地域福祉アクションプラン：市町村が社会福祉法第107条に基づき、市町村の地域福祉の推進に関する事項を定める「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が地域住民や福祉活動を行う民間団体の自主的な福祉活動を中心とした、地域福祉を推進するために策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定したもの。

(1) 地域福祉の拠点としての「あったかふれあいセンター」の整備

平成 21 年度から、地域福祉の拠点として設置を進めてきた「あったかふれあいセンター」は、小規模多機能で日常生活を支える福祉サービスなどを提供し、各地域で、高知型福祉を推進する役割を果たすようになりました。

あったかふれあいセンターの創設 ふるさと雇用再生特別交付金の活用(H21~H23)

平成21年度 > 22市町村、28カ所で実施
平成22年度 > 30市町村、39カ所で実施
平成23年度 > 31市町村、40カ所で実施

高知県単独補助事業及び過疎債(ソフト枠)を活用 した交付金制度の創設による事業継続(H24~)

平成24年度 > 27市町村、35カ所、114サテライト
平成25年度 > 27市町村、36カ所、162サテライト
平成26年度 > 28市町村、38カ所、174サテライト
平成27年度 > 29市町村、42カ所、190サテライト



◆ 「あったかふれあいセンター」の活動の様子

(2) 地域福祉を支える担い手の育成

「あったかふれあいセンター」が地域福祉の拠点としての役割を果たすため、各拠点にコーディネーターとスタッフを配置し、研修などを通して人材育成を行ってきました。

平成27年度末あったかふれあいセンター職員配置状況

コーディネーター44人 スタッフ 137人 (計 181人)

(3) 市町村における地域福祉アクションプランの策定・実行

市町村における地域福祉計画の策定を支援した結果、平成 25 年度末には県内の全ての市町村で策定が完了しました。各市町村では、推進協議会等において、地域福祉計画の進捗管理や見直しを行っています。



◆ 地域福祉アクションプランに関する
住民座談会の様子



◆ 地域福祉アクションプランの実践の様子

そのほか、第1期計画に基づく取組による数値目標の達成状況は、次のとおりとなっています。

第1期計画の数値目標（32項目）の達成率の状況

100%以上	17項目
90%以上 100%未満	4項目
80%以上 90%未満	3項目
70%以上 80%未満	3項目
60%以上 70%未満	1項目
50%以上 60%未満	2項目
50%未満	1項目
未計測	1項目

(H27年度末見込み)

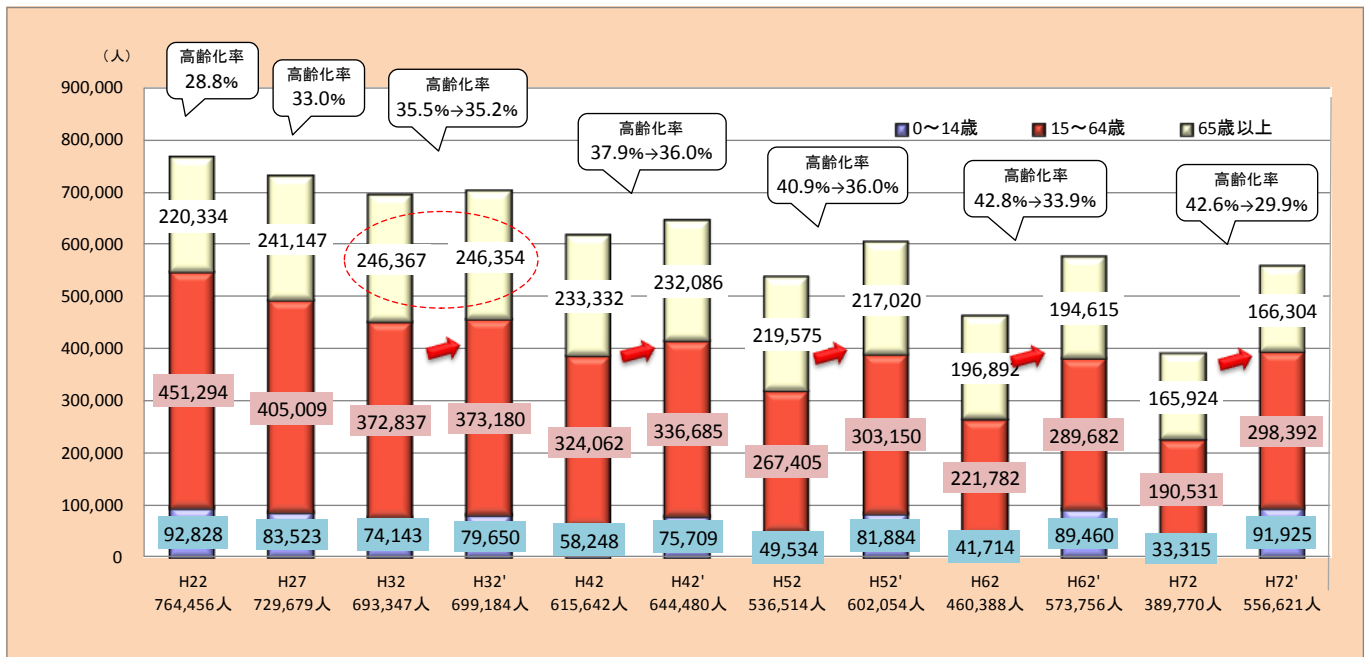
2. 高知県の現状と課題

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

■人口の減少

本県の人口は、平成22年の国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した場合、30年後の平成52年には約23万人減の53万7千人に、50年後の平成72年には約37万人減の39万人になることが推計されていますが、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略<平成27年度改定版>に基づく自然減の縮小や社会増に向けた一連の対策を講じることにより、平成52年には60万2千人、平成72年には55万7千人の実現を目指しています。

高知県の総人口の見通し



高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略<平成27年度改定版>をもとに作成

■人口の自然減

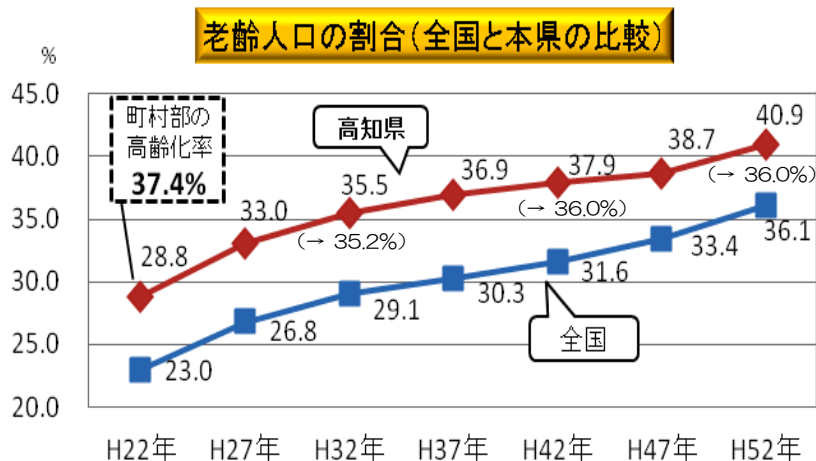
本県の人口は、平成2年に全国で初めて死亡者数が出生数を上回る自然減になったのに対し、全国は平成17年に自然減となっており、本県は、全国に15年先行して人口の自然減が始まっています。また、本県は、平成2年以降、20年以上連続で自然減の状況が続いています。

人口自然減数 (人)		
	高知県	全国
S 6 0	2, 4 6 2	6 7 9, 2 9 4
H 2	△3 8 6	4 0 1, 2 8 0
H 7	△1, 0 2 2	2 6 4, 9 2 5
H 1 7	△3, 2 0 3	△2 1, 2 6 6
H 2 2	△4, 2 5 1	△1 2 5, 7 0 8
H 2 6	△4, 9 6 9	△2 6 9, 4 6 5

出典：人口動態調査（厚生労働省）

■全国に先行した高齢化率

本県の高齢化率は、平成22年に28.8%と、全国より10年先行しています。今後も、より一層高齢化が進むことが推計されています。

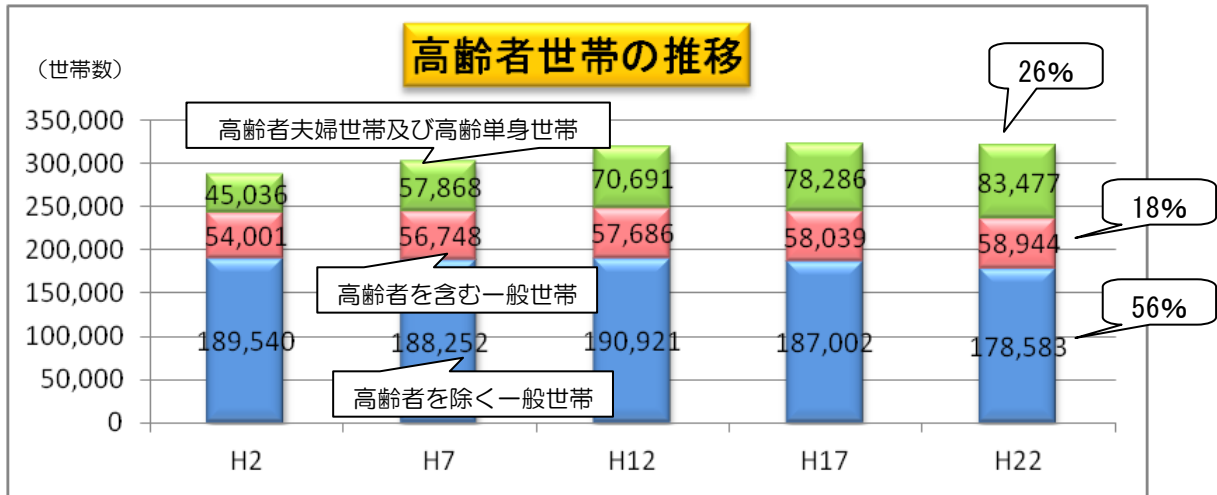


出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H25.3)」

(注) () 内は、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略<平成27年度改定版>における「人口の将来展望」によるもの

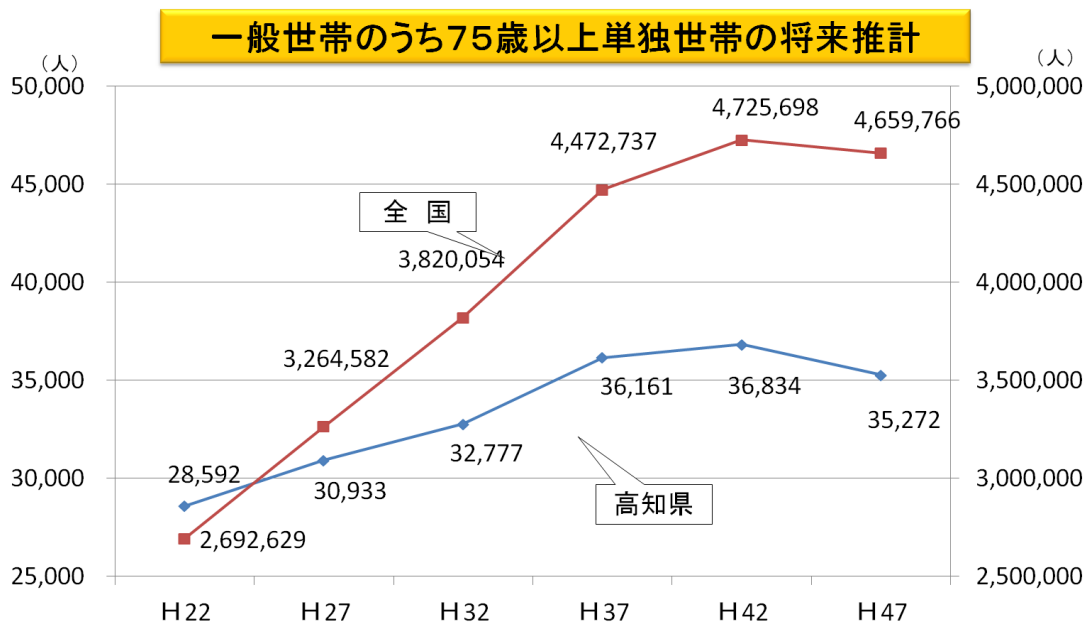
■高齢者のみの世帯の増加

平成17年と平成22年の世帯数を比較すると、高齢者を除く一般世帯が約8千世帯減少する一方で、高齢者夫婦世帯²及び高齢単身世帯³は約5千世帯増加し、全世帯数の4分の1以上を占めています。



出典：総務省「国勢調査」

さらに、今後、75歳以上の一人暮らしの高齢者が増えることが見込まれています。



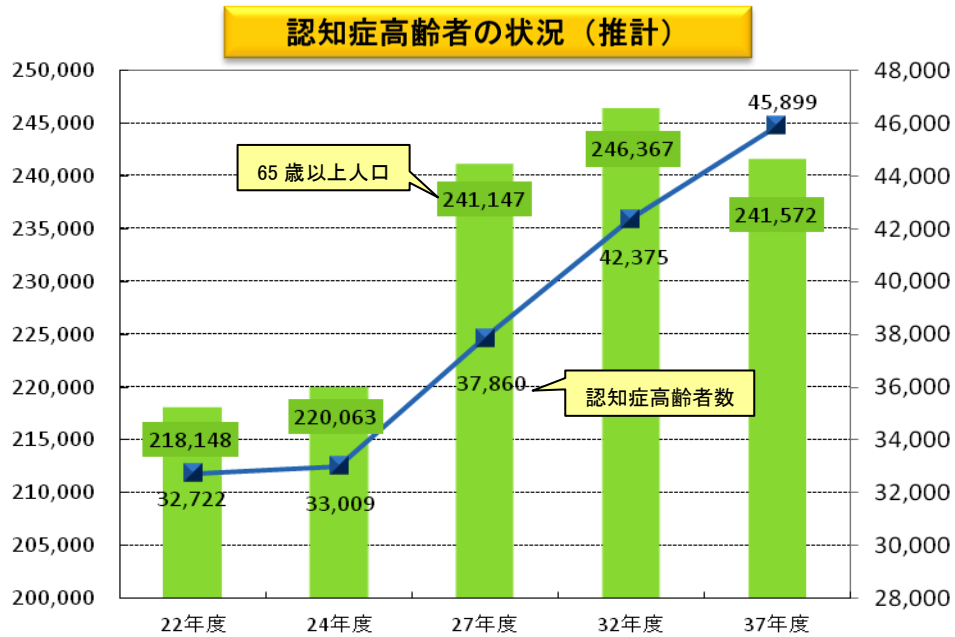
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（2014年4月推計）

² 高齢者夫婦世帯：夫が65歳以上、妻が65歳以上の夫婦のみの世帯。

³ 高齢単身世帯：65歳以上の単身世帯。

■認知症高齢者の状況

高齢化に伴い、認知症高齢者の増加も見込まれています。



「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」
（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業）を基に推計

このように、本県では、高齢化や人口減少が全国に先行して進行しており、今後ますます、高齢者単独世帯や認知症高齢者など、地域で支援が必要な方の増加が見込まれていることから、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくりをより一層推進していくことが必要です。

(2) 貧困や虐待、少年非行など社会的な課題への対応

■貧困の状況

本県における平成 27 年 3 月現在の保護率は全国平均の約 1.6 倍、小・中学校において就学援助を受けている児童生徒は平成 25 年度で 4 人に 1 人に達しており、高い数字になっています。

また、生活保護の相談者の多くには、経済的困窮などの生活の困りごとを抱えており、保護の要件を満たさないなどの理由で保護受給に至らない人についても、支援が必要と考えられます。

生活保護受給者数等（平成 27 年 3 月現在）

被保護者数	20,824 人
保護率（全国平均）	28.2 ‰（17.1 ‰）
生活保護相談者数（平成 26 年度）	3,313 人

出典：高知県地域福祉部

要保護及び準要保護児童生徒数（平成 25 年度）

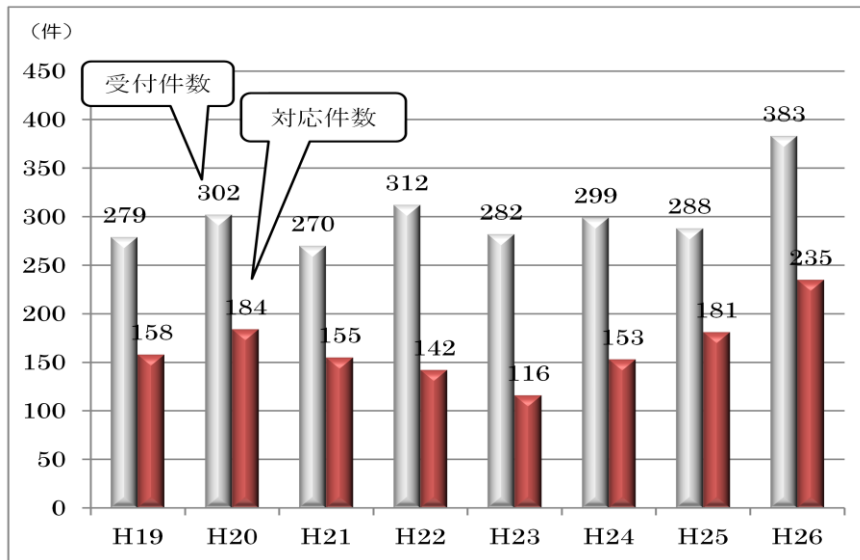
公立小・中学校児童生徒数合計 A （平成 25 年 5 月 1 日時点）	51,433 人
要保護児童生徒数 B	1,332 人
準要保護児童生徒数 C	11,715 人
就学援助率（B+C）／A	25.37%

出典：高知県教育委員会

■児童虐待の状況

本県の児童相談所⁴が受け付けた児童虐待の通告・相談件数のうちで、児童虐待と認定し対応した件数は、統計を取り始めて以来、平成26年度に最多となり、依然として深刻な状況にあります。

児童虐待相談受付件数と相談対応件数の推移



出典：高知県地域福祉部

■高齢者虐待の状況

養護者による高齢者虐待についての対応状況 (件)

	H24	H25	H26
相談・通報件数	129	127	191
虐待の事実が認められた件数	76	55	84

■障害者虐待の状況

養護者による障害者虐待についての対応状況 (件)

	H24	H25	H26
相談・通報件数	27	24	24
虐待の事実が認められた件数	8	5	5

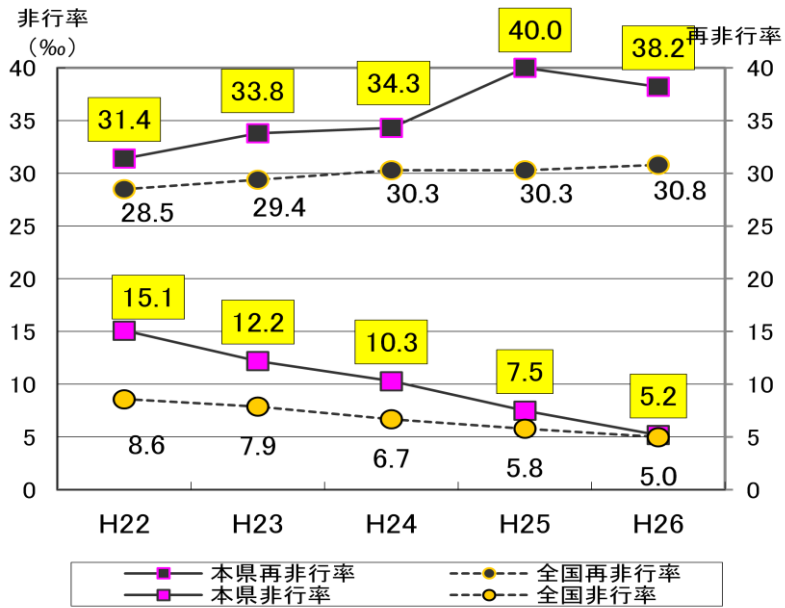
出典：高知県地域福祉部

⁴ 児童相談所：児童福祉法第12条に基づき、各都道府県に設けられた18歳未満の児童に関するあらゆる相談に応じることを目的とする第一線の機関。

■少年非行の状況

平成 26 年における、少年 1,000 人当たりの刑法犯少年の割合（非行率）は 5.2‰全国ワースト 13 位（全国 5.0 ‰）、再非行率は 38.2%全国ワースト 3 位（全国 30.8%）となっています。

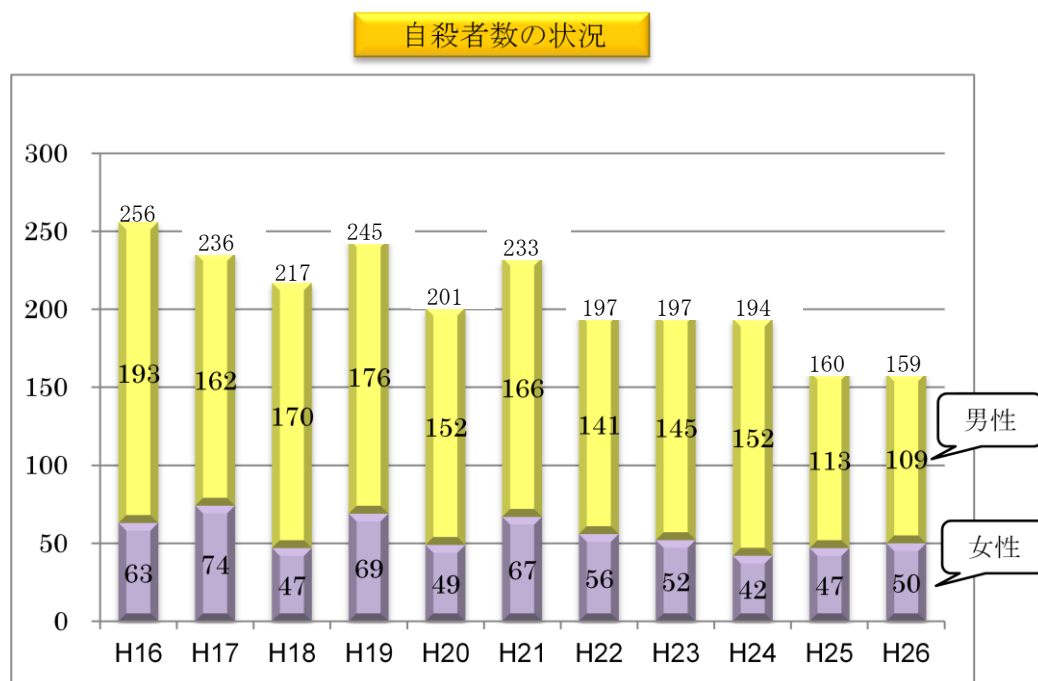
刑法犯少年の非行率・再非行率の推移



出典：高知県警察本部

■自殺者数の状況

自殺者数は、5年連続で200人を下回り、減少傾向にあります。人口10万人当たりの自殺死亡率は、全国平均より高い状況が続いています。



出典：厚生労働省「人口動態統計」

このように、本県では、見守りや支援が必要な子どもたちや、虐待、非行率なども全国と比較し高い水準にあります。こうした社会的課題に対応していくためには、各専門機関の相談支援体制を強化することはもちろん、民生委員・児童委員やボランティア、町内会などのインフォーマルサービス⁵も含め、様々な機関が連携し、地域で見守り支える地域づくりが必要不可欠です。

⁵ インフォーマルサービス：近隣や地域社会、ボランティアなどが行う非公式的な援助サービス。フォーマルサービス(国や地方公共団体など公的機関が行う、法律や制度に基づいた福祉・介護サービス)の対義語として使用される。

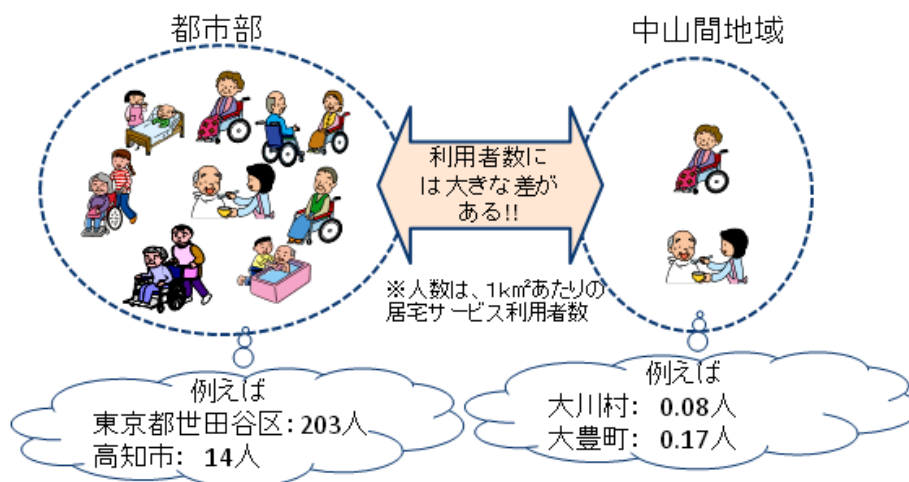
(3) 福祉制度サービスが行き届いていない地域への対応

■介護サービス

国の福祉施策として介護保険法⁶に基づく介護サービスや障害者総合支援法⁷に基づく障害福祉サービスといった、公的な福祉制度サービスが整備されてきました。

しかし、本県の介護サービスの状況は、例えば、ホームヘルプサービス⁸の1 km²当たりの利用者数で見ると、東京都世田谷区では203人のところ、高知市は14人で、大豊町では0.17人、大川村では0.08人と、利用者数に大きな差があります。

遠隔地へサービス提供する場合、広範囲に要介護高齢者が点在しているため経営効率が悪く、事業者の参入が進んでいません。



出典：介護保険事業状況報告
平成27年3月分 訪問介護及び訪問入浴より

⁶ 介護保険法：高齢の要介護者などに対して、社会保険方式により、保健医療サービス及び福祉サービスを提供することを定めた法律。平成12年4月施行。

⁷ 障害者総合支援法：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障害福祉サービスに係る給付や地域生活支援事業、その他の支援の実施について定めた法律。平成18年に施行された障害者自立支援法が改正され、平成25年4月に施行。

⁸ ホームヘルプサービス：在宅において日常生活に支障のある高齢者や障害者に対して、入浴や食事など、身体介護や生活援助を行うサービス。「訪問介護」とも呼ばれている。

■障害福祉サービス

本県では、平成 18 年の障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）の施行以降、主に県中央部で通所サービスやグループホームなどの整備が進んできましたが、中山間地域などでは地理的条件や人材不足等から事業所の参入が進んでいません。

障害福祉サービス事業所の参入を促すなど、中山間地域におけるサービスの確保に取り組むとともに、「あったかふれあいセンター」などの地域福祉の拠点と連携した取組を進めていく必要があります。

障害保健福祉圏域ごとのサービスの整備状況

	安芸圏域	中央東圏域	中央西圏域	高幡圏域	幡多圏域
障害福祉サービス事業所（通所）数	6 ヶ所	23 ヶ所	88 ヶ所	13 ヶ所	20 ヶ所
グループホームの定員	13 人分	229 人分	585 人分	36 人分	226 人分
障害者手帳交付者数	5,275 人	9,331 人	28,506 人	5,044 人	7,298 人

※ 障害福祉サービス事業所（通所）数は平成 27 年 6 月 1 日現在。グループホームの定員は平成 27 年 5 月末現在。
障害者手帳交付者数は身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳交付者の合計で、平成 27 年 3 月末現在。

■保育サービス

本県は、共働き世帯の割合が高く、お母さんたちが安心して子育てできる環境づくりが必要です。

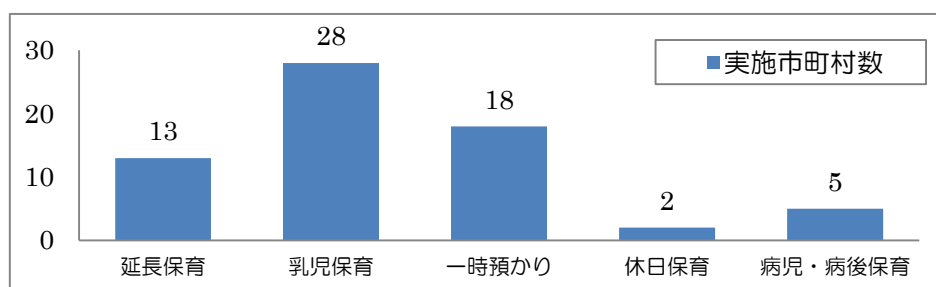
平成27年度にスタートした子ども・子育て支援新制度においては、市町村が定めた市町村子ども・子育て支援事業計画に沿って、延長保育や一時預かり、病児保育などの保育サービスに取り組んでいます。本県は、中山間地域が多く、都市部と比較すると待機児童は少ない状況ですが、一時預かりや病児保育については、保育従事者の確保が困難なことなどにより実施施設数が不足し、保護者のニーズに十分に対応できていない状況にあります。今後も、市町村子ども・子育て支援事業計画の進行管理を行い、保護者のニーズに合ったきめ細かな支援を充実していく必要があります。

高知県の共働き世帯の割合（H22）

	夫婦のいる 一般世帯	うち共働き世帯数	
		世帯数	割合
高知県	169,712	79,206	46.7%
全 国	29,135,873	12,676,196	43.5%

高知県の保育サービスの実施状況（H26）

出典：総務省「国勢調査」



出典：高知県教育委員会

このように、中山間地域を数多く抱える本県においては、採算性の面などから、介護や障害福祉、さらには子育て家庭の多様なニーズに応える保育などのサービス提供事業所が参入しにくいことなどもあり、サービスを必要とする人に十分なサービスが提供されにくいといった課題があります。こうした課題に対応するため、「あったかられあいセンター」などを活用した本県独自の取組を進めていますが、今後とも、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めていくためには、取組のさらなる強化が必要です。

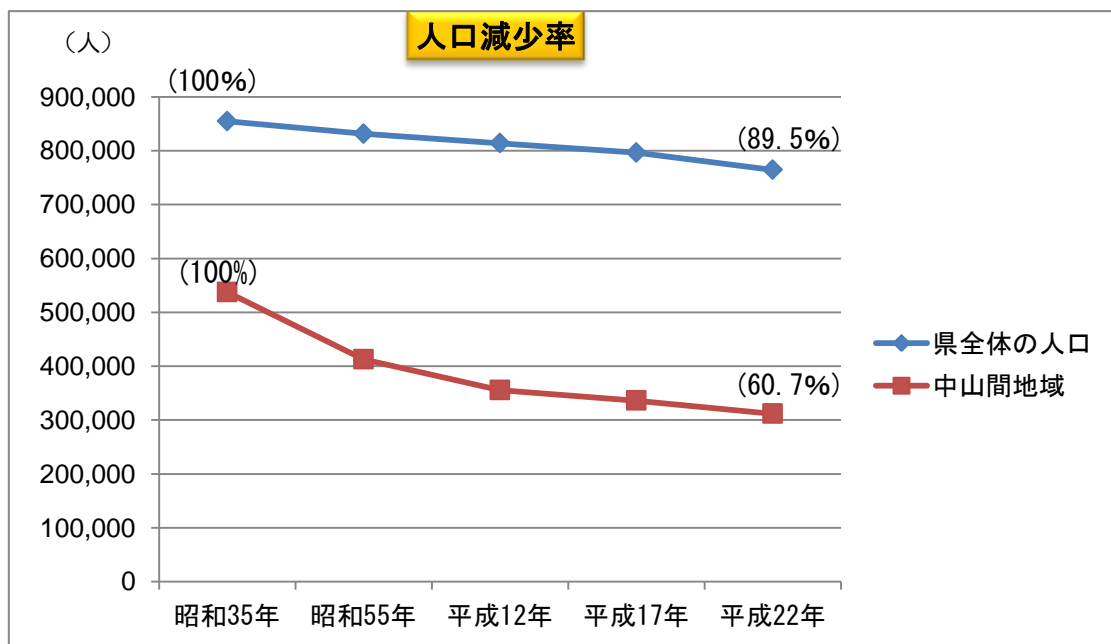
(4) 中山間地域の過疎化、高齢化の進行と暮らしの確保

本県では、山間地など地理的条件が悪く、諸条件が不利な地域を対象にした地域振興立法（過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法）による指定市町村の地域を中山間地域と定義しており、全ての市町村が該当します。ただし、高知市では旧鏡村と旧土佐山村が対象地域であるなど、いくつかの市町村で対象地域は市町村全域ではなく、一部の地域となっています。

なお、中山間地域の県土に占める面積割合は、93%となっています。

■人口減少率

昭和35年を100%として、平成22年の人口を比較すると、県全体の減少率は約10%ですが、中山間地域の減少率は約40%と、大きく減少しています。



出典：平成23年度高知県集落調査（集落データ調査）高知県の集落
-平成22年度国勢調査結果からみた集落等の状況- 高知県

■高い高齢化率（平成27年8月1日高知県推計人口調査）

県全体の高齢化率が32.8%に対し、全域が中山間地域の町村では、大豊町57.1%を筆頭に、仁淀川町54.8%、室戸市46.6%、東洋町45.9%、土佐町45.7%、越知町45.6%などと高齢化率は高く、今後も、その傾向が高くなっていく見込みです。

■小規模集落の増加

人口減少、高齢化が進む中で、集落が減少していますが、その一方で、9世帯以下の小規模集落が増加しています。

	平成17年		平成22年		平成17～22年の増減	
	集落数 (集落)	構成比	集落数 (集落)	構成比	集落数 (集落)	構成比の差 (ポイント)
9世帯以下	191	8.1%	246	10.4%	55	2.3
10～19世帯	366	15.5%	405	17.1%	39	1.6
20～49世帯	808	34.2%	785	33.2%	△23	△1.0
50～99世帯	545	23.1%	487	20.6%	△58	△2.5
100～299世帯	365	15.5%	359	15.2%	△6	△0.3
300世帯以上	85	3.6%	84	3.6%	△1	0.0
合計	2,360	100.0%	2,366	100.0%	-	-

※旧高知市を除く

出典：平成23年度高知県集落調査（集落データ調査）高知県の集落
-平成22年度国勢調査結果からみた集落等の状況- 高知県

このように、中山間地域などでは、過疎化、高齢化の進行に伴い、集落が年々減少する一方で、小規模集落が増加しています。こうした地域では、地域の商店の廃業や公共交通の廃止や便数が減少するなど、地域社会の機能が低下しており、高齢者が、病院への通院や買物も難しくなっているとともに、一人暮らしの高齢者などで、ゴミを収集場所まで持って行けない、大雨のときの不安など、生活を維持するうえでの様々な課題が出てきています。

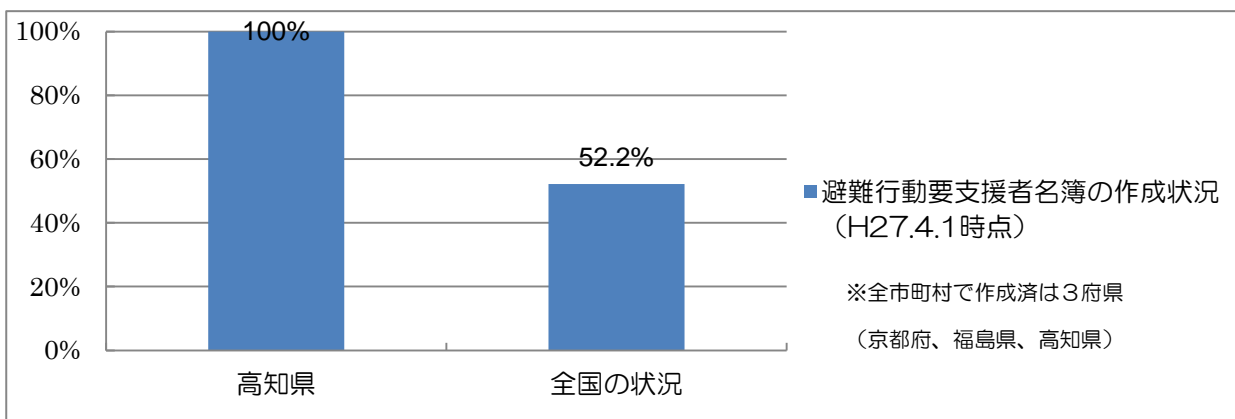
また、小規模な集落では、道路の草刈りや清掃、生活用水施設の維持管理などの共同作業が難しくなっている地域があります。

今後とも、少子高齢化が進む中で、中山間地域の高齢者などの暮らしの確保や、集落機能の維持が大きな課題となっています。

(5) 災害時要配慮者対策

南海トラフ地震の発生が予測されている本県では、防災対策が喫緊の課題となっていますが、高齢者や障害のある人など配慮が必要な方に対する対策を、平成 26 年 4 月 1 日の災害対策基本法の改正を契機に加速化させています。

避難行動要支援者名簿（※）の作成状況について、平成 27 年 4 月 1 日現在で、本県は、34 市町村全てが作成済となっています。なお、全国の調査対象市町村（1,734 団体）のうち、52.2%（906 団体）が作成済となっています。今後は、各市町村において、避難行動要支援者ご本人から同意を得られた名簿を避難支援等関係者へ提供するとともに、地域住民が中心となった個別の避難計画（個別計画）の策定や、個別計画に基づいた訓練を行うなど、日ごろから実効性のある避難支援対策を進めていく必要があります。



出典：総務省消防庁「避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組状況の調査」

(※) 避難行動要支援者名簿：「地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿」とされている。(災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項の規定による)

名簿には、「氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由」等を記載又は記録するものとされている。(災害対策基本法第 49 条の 10 第 2 項の規定による)

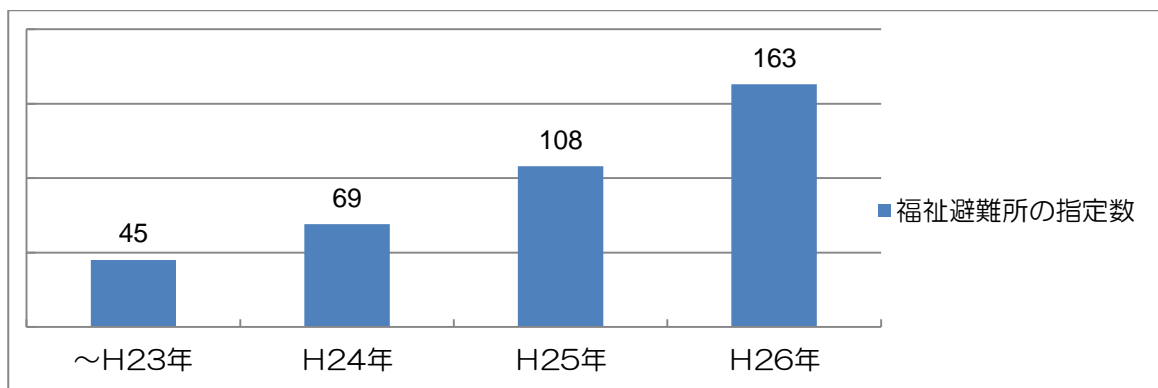
なお、避難行動要支援者の範囲については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月内閣府）」により、以下のとおり例が示されている。

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

- ①要介護認定3～5を受けている者
- ②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ③療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

また、本県では、災害時要配慮者のように、災害が発生したときに一般の避難所では生活に支障がある方を対象に特別な配慮がされた「福祉避難所」の指定促進に取り組んできました。

県内の福祉避難所の指定状況について、平成26年度末時点で163施設が指定されており、着実に増加しています。しかし、避難行動要支援者数に比べると、福祉避難所の整備状況は、まだ十分ではなく、引き続き福祉避難所の指定促進を進めるとともに、福祉避難所の運営体制づくりの推進が必要となっています。

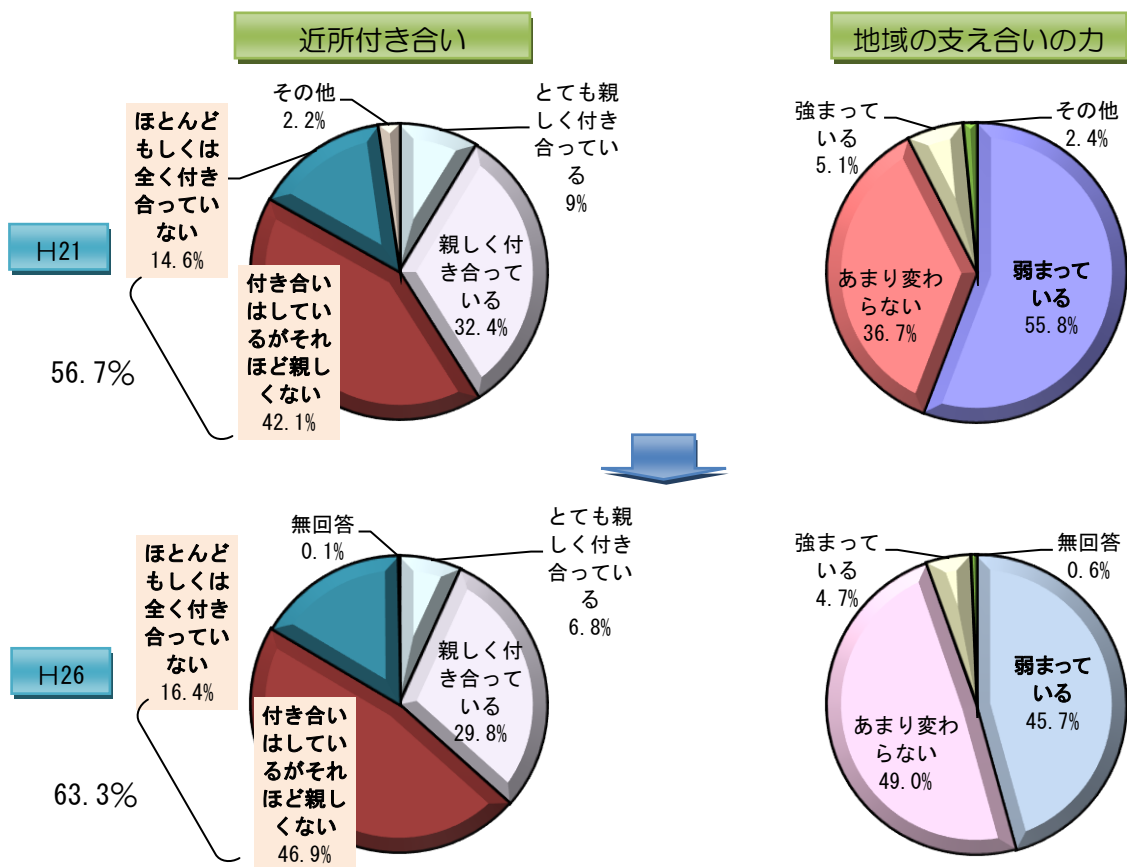


出典：高知県地域福祉部

(6) 地域の支え合いの力の弱まり

平成 26 年度の県民世論調査の結果では、平成 21 年度の調査結果に比べて、近所付き合いが薄いと感じている人が 6.6 ポイント増えています。また、地域の支え合いの力が弱まっていると感じている人は 10.1 ポイント減っていますが、依然として半数近くを占めています。

本県では、地域福祉アクションプランの実践などを通じて、地域住民の支え合いの再構築などの地域福祉活動の推進を図ってきましたが、今後もこうした取組を継続させていく必要があります。



出典：県民世論調査（平成 26 年度調査）

3. 地域福祉への新たな期待

(1) 介護保険制度の改正と介護予防・生活支援

平成 27 年 4 月施行の介護保険法の改正では、要支援者に対する訪問介護・通所介護が地域支援事業⁹に移行されるとともに、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO¹⁰、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、民間企業、シルバー人材センターなど多様な主体がサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりも推進していくこととされました。この、多様な担い手の参画による高齢者を支える地域づくりを推進していくという考え方は、地域福祉の概念と大きく重なるものであり、これまで、各地域で培ってきた、サロンや見守りネットワークなどの住民主体の活動や「あったかられあいセンター」などの地域福祉活動の基盤を活かしながら、新しい介護保険制度へ対応することが求められています。

(2) 生活困窮者自立支援制度の施行と地域福祉の役割

平成 27 年 4 月に、生活保護に至る前の生活困窮者に対し、既存の制度を組み合わせながら自立に向けた支援を行う生活困窮者自立支援制度¹¹が本格施行となりました。これまで支援の手が十分に行き届かなかった、制度の狭間の問題などを抱えた生活困窮者に対し、自立に向けた伴走的な支援が可能となるとともに、地域福祉活動の基盤を活かした地域の生活困窮者のニーズの掘り起こしや、就労支援に向けた新しい資源の開発など、生活困窮者支援を通じた地域福祉の推進が必要となっています。

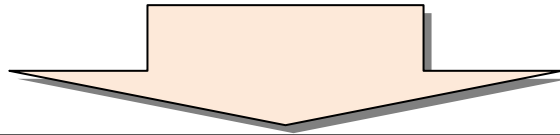
(3) 地域福祉が担う災害時要配慮者対策

平成 26 年 4 月施行の災害対策基本法の改正では、災害時に一人では避難することが困難な方に対して、市町村が主体となった避難支援対策が実施されることとなりました。災害時に、地域地域で実効性のある避難支援が行われるためには、日ごろからの見守りや支え合いなどの地域福祉活動と、防災・減災対策との一体的な推進が必要となっています。

⁹ 地域支援事業：介護保険法第 115 条の 45 に基づき、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会参加しつつ、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進することにより、被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、市町村が実施する事業。

¹⁰ NPO：Non-Profit Organization の略。民間非営利組織。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

¹¹ 生活困窮者自立支援制度：平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行う制度。



以上のように、本県の現状と課題、地域福祉に新たに期待される事項を整理すると、

- 全国に先行して進行する人口減少や少子高齢化に加え、貧困や虐待、少年非行などの社会問題への対策が必要となっています。
- また、中山間地域で安心して生活できる暮らしの確保や、南海トラフ地震に備えた災害時要配慮者対策なども喫緊の課題となっています。
- 本県では、全国一律の福祉制度サービスだけでは、必要なサービスが行き届いていないうえ、地域での支え合いの力が弱まってきています。
- これらに加え、介護保険制度の改正や生活困窮者自立支援制度の施行など、新たな制度への対応も求められています。
- 今後ますます、人口減少、高齢化などが進む中で、県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉制度サービスの充実に加え、様々な地域の福祉課題に対応するための仕組みづくりや、地域住民の支え合いの再構築などの地域福祉活動を推進していくことが必要不可欠です。
- 地域の実情に応じた、県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みを、地域地域で作り上げていくためには、市町村の地域福祉の推進を支援し、地域の課題への対応策を強化していく必要があります。

第2章 計画の基本的事項

1. 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第108条に基づく計画で、本県における地域福祉を推進するための基本指針であるとともに、市町村の地域福祉計画の策定及び実践活動を支援する性格を持っています。

また、福祉・保健・医療分野と連携し、関係する個別の福祉計画との整合性を図り、地域福祉の視点から定める計画です。

【社会福祉法 抜粋】

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通する広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催など住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

2. 計画策定の目的

この計画は、「高知型福祉」の実現のために、市町村の地域特性や独自性を尊重し、市町村が住民の皆さんや社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉団体などとともに、地域の実情を踏まえて、福祉ニーズや生活課題に対応した地域福祉を進める取組を支援することを目的として策定するものです。

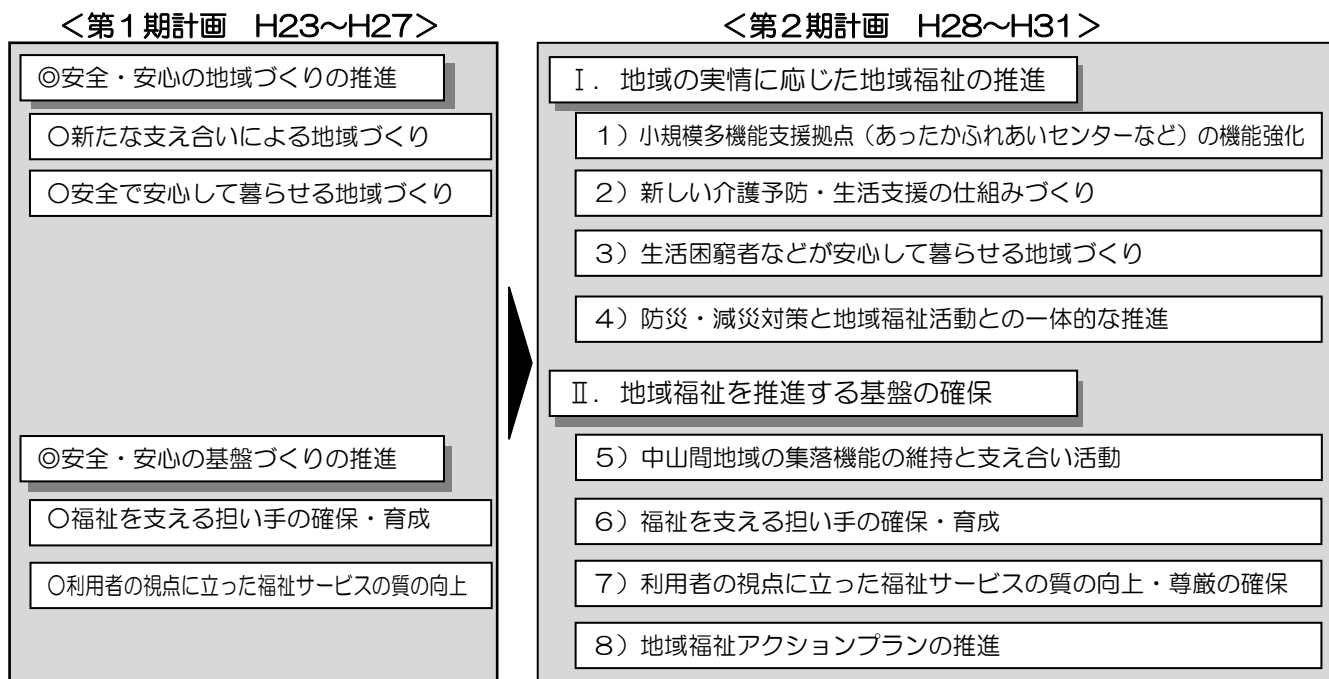
3. 計画改定の趣旨

- 平成23年3月に作成した高知県地域福祉支援計画に基づく取組の成果や課題を踏まえ、さらなる「高知型福祉」の実現に向けた取組の推進が必要
- 少子高齢化のさらなる進行や、貧困、虐待などの課題の多様化や複合化も見られる中、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指して、県民の在宅生活の希望をかなえ、生活の質の向上を図るためには、要介護者や一人暮らしなどの配慮を必要とする高齢者をはじめ、障害のある人、子どもなどに、これまで以上にきめ細かい対応が必要
- 加えて、介護保険制度の改正や生活困窮者自立支援制度の施行、災害時要配慮者対策などへの対応が必要

これらのことから、引き続き、市町村の地域福祉の推進を支援し、地域の課題への対応策を強化するため、高知県地域福祉支援計画を改定することとしました。

4. 地域福祉の方向性

「高知型福祉」を実現するための方向性として、根幹部分は第1期計画を継承したうえで、取組をより強固にするために、本計画では、地域福祉推進の基本項目として8本柱を立て、それぞれの取組を推進します。



5. 計画の期間

平成28年度から平成31年度までの4年間

第1期計画では、計画の期間を平成23年度から平成27年度までの5年間としていましたが、第2期計画では、県の他の計画（日本一の健康長寿県構想第3期、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略）と計画終了年度を合わせるため、平成28年度から平成31年度までの4年間としました。

6. 計画の目標

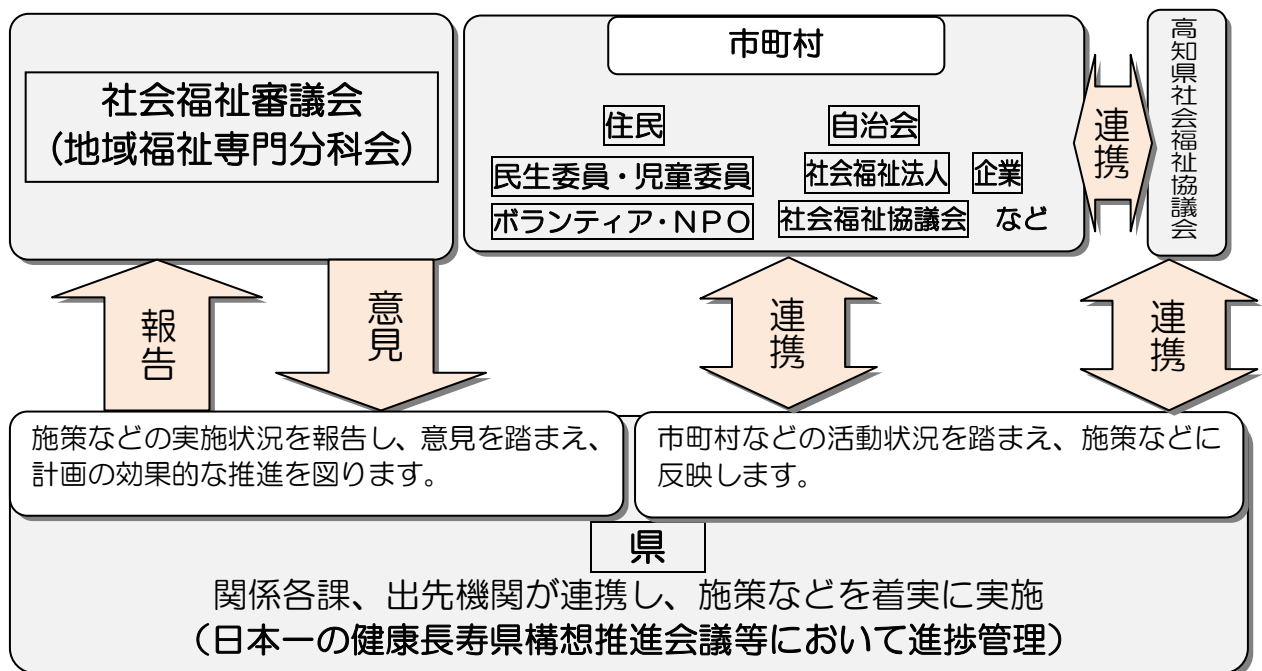
県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる
「高知型福祉」の実現

この計画では、それぞれの地域において、県民誰もが安心して暮らせる「高知型福祉」の実現を目標に取組を進めます。

7. 計画の推進体制

この計画を推進するため、県は、高知県社会福祉協議会と連携して、市町村の地域福祉の取組状況をはじめ、市町村社会福祉協議会や民生委員・児童委員、NPO、地域住民などの活動状況を踏まえ、意見交換を行いながら、施策などに反映します。

- 日本一の健康長寿県構想¹²推進会議等において、施策の進捗管理を行い、次年度以降の施策に反映します。
- 高知県社会福祉審議会へ施策などの実施状況を報告し、ご意見をいただきながら、計画の効果的な推進を図ります。

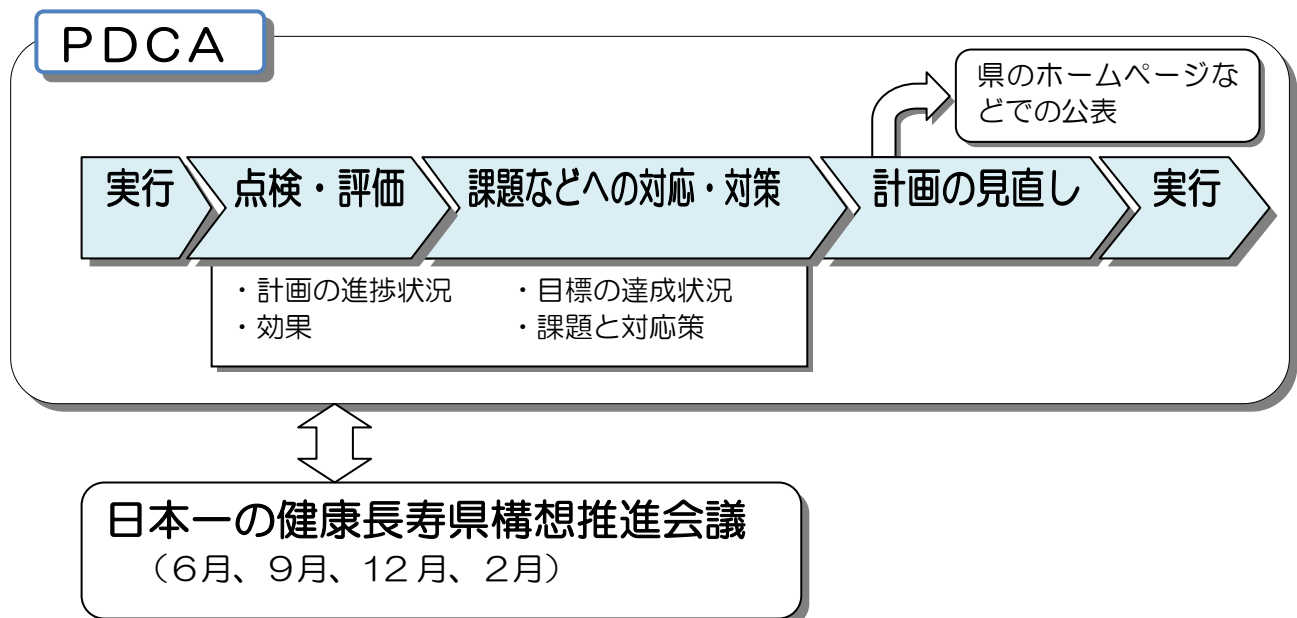


¹² 日本一の健康長寿県構想：県民が健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすことができる県づくりを目指して、保健、医療、福祉の各分野の課題を分析し、平成22年2月に取りまとめた構想。平成28年2月には、「第3期構想」としてバージョンアップを行っている。

8. 計画の進行管理

この計画の進行管理は、計画を立て（Plan）、計画を実施（Do）し、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価すること（Check）で、その後の計画や計画の実施を改善する（Act）、一連のPDCAサイクル¹³によって、計画の目的や目標に向けた取組を着実に進めます。

- 本庁各課と各福祉保健所などの出先機関が連携し、把握した市町村の進捗状況なども踏まえ、日本一の健康長寿県構想推進会議等において、施策の実施状況の点検・評価・見直しなどを行うとともにほかの福祉関係計画の見直しや社会情勢の変化などを踏まえ、適宜必要な計画の見直しを行います。
- 計画の見直しを行った場合は、県のホームページなどで、その内容を県民に公表します。



¹³ PDCAサイクル: 計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のプロセスを順に実施し、最後の Act では Check の結果から、最初の Plan の内容を継続・修正・廃止のいずれかに改善して、次回の Plan に結び付ける。

第3章 計画の内容

1. 地域福祉の方向性

(I) 地域の実情に応じた地域福祉の推進

人口減少と少子・高齢化が進む中で、誰もが住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていくため、1)～4)の取組により、地域の実情に応じた地域福祉を推進します。

1) 小規模多機能支援拠点（あったかふれあいセンターなど）の機能強化

制度サービスのすき間を埋め、小規模でありながらも、子どもから高齢者まで年齢や障害の有無にかかわらず必要なサービスを提供できる小規模多機能支援拠点として、平成21年度から整備に取り組んできた「あったかふれあいセンター」は、平成27年度末で29市町村42箇所、サテライトを含めると約230箇所と県内各地に拡がり、地域の実情に合わせた様々な活動が行われています。

今後の高齢化のさらなる進行に伴い、高齢者の単独世帯や認知症高齢者の増加などが見込まれる中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる県づくりを目指し、「あったかふれあいセンター」では、地域の課題により柔軟な対応のできる小規模多機能支援拠点として進化・発展していくため、地域福祉を取り巻く制度の見直しなども最大限に活かしつつ、介護予防や日常生活支援、子育て支援等のサービス提供機能の充実強化に向けた取組を推進します。

2) 新しい介護予防・生活支援の仕組みづくり

高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業などの多様な事業主体による介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築に向けて、市町村の取組を支援します。

3) 生活困窮者などが安心して暮らせる地域づくり

地域において、様々な課題を複合的に抱え、複雑・多様な支援を必要とする生活困窮者などに対し、適切に対応できる仕組みづくりを進めます。

4) 防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進

南海トラフ地震などに対する防災・減災対策を地域福祉活動と一体的なものとして、地域の支え合いの仕組みづくりを進めます。

(II) 地域福祉を推進する基盤の確保

誰もが、住み慣れた地域で必要な福祉サービスを受け、安心して暮らせる地域づくりを進めていくうえで、その基盤となる5)～8)の取組により、地域福祉を推進する基盤の確保を目指します。

5) 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動

中山間対策の核となる「集落活動センター」を中心とした集落の維持・再生の拠点づくり・仕組みづくりや、生活支援、産業おこしを進めます。

また、「あったかふれあいセンター」と「集落活動センター」や高齢者の住まいの整備との連携を進めます。

6) 福祉を支える担い手の確保・育成

福祉サービスの質の向上を図るため、福祉の専門職の確保と育成に取り組みます。

また、地域福祉を推進していくために、民生委員・児童委員活動の充実を図るとともに、地域住民の福祉活動への参加促進とボランティア活動の普及に取り組みます。

7) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保

福祉サービスを利用する人が、利用しやすく分かりやすい福祉サービスの仕組みづくりを進めるとともに、高齢者・障害のある人などの尊厳の確保のため、権利擁護¹⁴の取組を推進します。

8) 地域福祉アクションプランの推進

市町村の推進体制の整備・充実や、PDCAサイクルによる見直しを通じた、地域福祉アクションプランの推進を支援します。

¹⁴ 権利擁護：人間としての権利を保障することで、高齢者や障害者など「弱い立場」にある人々の人権侵害（財産侵害や虐待など）が起きないようにすることや、自己の権利やニーズを表明することが困難な人に代わり援助者が代理として権利やニーズ表明（代弁）を行うこと。

2. 具体的な方策

(I) 地域の実情に応じた地域福祉の推進

1) 小規模多機能支援拠点（あったかふれあいセンターなど）の機能強化

現状及び課題

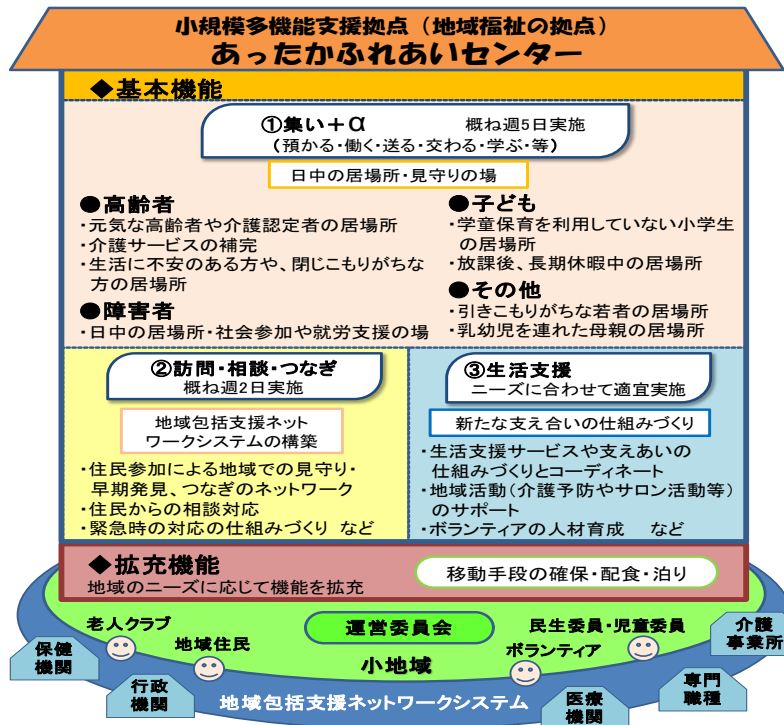
- 本県は、全国に先行した人口の減少や高齢化に伴い、地域の支え合いの力も弱まってきており、新たな福祉課題も増えています。その傾向の著しい中山間地域では、集落数が減少し、50世帯未満の小集落が全体の約6割を占めるまでになっています。
- また、全国一律の基準で提供される介護や障害の福祉制度サービスは、地域に多様なニーズがありながらも、それぞれの利用者が少ないために必要なサービスが提供されにくい状況となっています。
- こうした本県の課題に対応するため、平成21年度から、既存の福祉制度の枠組みを超えて、小規模ながらも1箇所が必要なサービスを提供できる小規模多機能支援拠点として、「あったかふれあいセンター」の整備を進めてきました。
- その結果、平成27年度末で、29市町村42箇所、サテライトを含めると約230箇所が取組が展開されています。取組の内容としては、集いの場としてのサロン活動を中心に、「あったかふれあいセンター」への送迎や、訪問、生活支援、認知症高齢者などの一時預かり、障害者の就労支援など、地域の実情に合わせて様々な活動が行われております。
- 誰もが利用できる集いの場の提供や訪問などを通じて、ニーズの把握や掘り起しができ、世代間の交流などによる高齢者の生きがいづくりだけでなく、介護予防¹⁵、高齢者・障害のある人の社会参加などにもつながっています。
- 「あったかふれあいセンター」が地域課題やニーズに柔軟に対応できる小規模多機能支援拠点として継続していくためには、民生委員・児童委員や老人クラブ、ボランティアなど、住民や関係機関の参画による官民協働の運営協議会等の整備が重要です。
このため、平成27年度から運営協議会の開催が義務付けられていますが、一部に住民参加が実現していないところがあります。
- また、「あったかふれあいセンター」を支援する国の恒久的な制度の確保に向け、国に政策提言を行ってきました。その結果、平成25～26年度のセーフティネット支援対策等事業費補助金による安心生活基盤構築事業や、平成27年度の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の中のメニューである「小さな拠点」において、「あったかふれあいセンター」のスキームが取り入れられました。
- こうした取組により、「あったかふれあいセンター」は地域福祉の拠点として地域に普及・定着してきましたが、一方で、人口減少や高齢化に伴う新たな福祉課題への対応といったことも求められてきています。

¹⁵ 介護予防：介護保険制度において、介護保険サービスの充実と合わせ、可能な限り介護を必要とする状態にならないような健康で生きがいのある自立した生活を送ることを支援する考え方。

- こうした中で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指していくためには、「あったかふれあいセンター」において、配慮を必要とする高齢者をはじめ、障害のある人、子ども、生活困窮者などといった、支援を必要とする方を早期に発見し対応するための見守り支援や、関係機関へつなぐための相談支援体制の整備、さらには、必要となるサービスの提供などといった面で、これまで以上にきめ細かく対応していく必要があります。
- 加えて、平成27年4月施行の介護保険法の改正では、要支援者に対する訪問介護・通所介護が市町村の実施する地域支援事業に平成29年4月までに移行されることになりました。
今回の改正では、住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、シルバー人材センターなどといった多様な主体がサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していくこととされており、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）¹⁶の配置や「協議体」¹⁷の設置などの推進体制を整備することも必要となっています。
- 今後、さらなる高齢化に伴う高齢者の単独世帯や認知症高齢者の増加などが見込まれる中、地域に普及・定着してきた「あったかふれあいセンター」のこれまでの地域でのネットワークづくりの実績を活かし、リハビリテーションの視点を取り入れた介護予防プログラムの提供や認知症カフェの設置等を進めていくことが、「あったかふれあいセンター」の強みを活かした効果的な日常生活支援・介護予防の展開につながるものと考えられます。
- 併せて、平成27年4月からは、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、既存の制度を組み合わせながら自立に向けた支援を行う生活困窮者自立支援制度も本格施行となり、生活困窮者への支援を通じた地域福祉活動の推進といったことも求められています。
- さらには、集落機能の維持や地域活動の担い手の確保といった、中山間地域が抱える課題を解決するため、地域住民が主体となった集落同士の連携による、地域の活性化に向けた「集落活動センター」の取組が、平成24年度のスタート以後、県内各地に広がってきており、「あったかふれあいセンター」との連携といったことも必要となっています。
- こうした、多様化・複雑化する地域福祉の課題に柔軟に対応していくためには、地域福祉を取り巻く制度の見直しなどを最大限に活かしつつ、「あったかふれあいセンター」をより進化・発展させていくことが求められています。

¹⁶ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）：介護保険制度において、高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

¹⁷ 「協議体」：介護保険制度において、市町村が主体となり、各地域における生活支援コーディネーターと生活支援サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク。



図：「あったかふれあいセンター」のイメージ

取組の方向

◎制度サービスの隙間的ニーズに対応する小規模多機能支援拠点として整備してきた「あったかふれあいセンター」について、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる居づくりを目指し、地域の課題により柔軟な対応のできる小規模多機能支援拠点として進化・発展していくため、地域福祉を取り巻く制度の見直しなども最大限に活かしつつ、介護予防や日常生活支援、子育て支援等のサービス提供機能の充実強化に向けた取組を推進します。

県の具体的施策

- ・ 「あったかふれあいセンター」が、各地域において、地域福祉の拠点としての機能が充実・強化されるよう、次のような取組を推進します。
 - 子ども・高齢者・障害のある人など、誰もが利用できる小規模多機能の福祉サービスの提供のための取組強化を推進します。
 - 集いの場や、相談対応、訪問などの見守りネットワーク活動を通じた地域ニーズの把握を推進します。
 - リハビリテーションの視点も取り入れた介護予防プログラムの提供や認知症カフェの設置等、地域の実情に応じた介護予防・生活支援などのサービスを提供できるよう支援します。
 - 高齢者の社会参加を促進することで、活動を行う高齢者の介護予防だけでなく、高齢者がサービスの担い手として活躍できるような地域づくりを推進します。
 - 生活困窮者などの状況把握のほか、相談支援、就労準備支援の場としての機能を果たすことも可能であることを活かして、関係機関へのつなぎなどの支援を推進します。
 - 子育て支援や障害者の自立支援などのサービス提供機能の強化を推進します。

- ・ 「あったかふれあいセンター」などの小規模多機能支援拠点を、生活圏域など地域の実情を踏まえて整備するよう支援します。
- ・ インフォーマルサービスの提供主体として、収益活動の拡充も含めた地域ニーズへ柔軟に対応するため、「あったかふれあいセンター」と「集落活動センター」、高齢者の住まいの制度などとの一体的な取組を推進します。
- ・ 「あったかふれあいセンター」の機能強化のため、地域福祉コーディネーター¹⁸やスタッフの育成・強化を進めます。
- ・ 「あったかふれあいセンター」の住民や関係機関との官民協働の運営体制づくりを進めます。
- ・ 「あったかふれあいセンター」の事業計画書の作成や、市町村の地域福祉計画と市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画の進捗管理などを通じて、PDCAサイクルによる「あったかふれあいセンター」の地域福祉活動を推進します。
- ・ 国の支援策の拡充に向け、政策提言を行います。

数値目標

具体的項目	現状 H27	目標 H31年度	担当課
あったかふれあいセンター等の小規模多機能支援拠点の整備（設置箇所数）	29 市町村 （42 箇所）	旧市町村（平成の合併前）単位に1箇所以上	地域福祉政策課
あったかふれあいセンターでのリハビリ専門職等と連携した介護予防プログラムの提供	5 箇所	25 箇所	地域福祉政策課 高齢者福祉課
あったかふれあいセンター等への認知症カフェの設置	あったか5箇所 その他 10 箇所	全ての拠点及びサテライトを対象とした認知症カフェの設置	地域福祉政策課 高齢者福祉課
あったかふれあいセンターコーディネーター研修の受講率（受講済者数/コーディネーター数）	70.0%	100%	地域福祉政策課
あったかふれあいセンタースタッフ研修の新任職員の受講率（受講済者数/スタッフ数）	59.2%	100%	地域福祉政策課
あったかふれあいセンターの運営協議会の設置	42 箇所	全ての拠点の運営協議会に住民が参画	地域福祉政策課

¹⁸ 地域福祉コーディネーター：地域福祉の拠点を中心に、地域や関係機関のネットワークを構築しながら、地域ニーズや課題に対応した支え合いの仕組みづくりを推進する役割を担う。

2) 新しい介護予防・生活支援の仕組みづくり

① 住民主体の介護予防・生活支援の展開

現状及び課題

- 日本一の健康長寿県構想を進めていくうえで、高齢者の介護予防の取組は非常に重要です。
- 平成27年4月施行の介護保険制度の改正により、予防給付の訪問介護及び通所介護について、市町村が地域の実情にに応じて、住民主体による支援を含む多様なサービスを効果的かつ効率的に実施することができる、新しい介護予防・日常生活支援総合事業へと、全ての市町村で平成29年4月までに移行することとなります。
- さらに、介護予防事業についても見直しが行われることから、地域における介護予防の取組の強化が必要です。通所、訪問、地域ケア会議¹⁹、住民主体の集いの場などへのリハビリテーション専門職等の関与による、自立支援²⁰に資する取組の推進も必要となっています。
- 県内では、高知市をはじめ、各地域で住民が主体となり、「いきいき百歳体操」などの介護予防や健康づくりの取組が行われています。
- 県では、高齢者が取り組みやすい運動方法などを取りまとめた介護予防手帳を作成、配布していますが、今後、介護予防手帳を活用して地域福祉の拠点や地域リーダーなどと連携して住民主体の介護予防の取組をさらに進めていくための内容の充実が必要です。
- 加えて、新しい介護保険制度では、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、民間企業、シルバー人材センターなど多様な主体がサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりも推進していくこととされており、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や「協議体」の設置などの推進体制を整備することが必要となっています。
- 市町村が地域の実情に応じた効果的なサービス提供体制や介護予防の仕組みをつくることができるよう、市町村とともに取り組む必要があります。
- また、今後、認知症高齢者の増加も見込まれることから、認知症サポーター²¹の養成等により、認知症の人や家族を地域で見守り支援する体制づくりも重要となっています。

取組の方向

◎介護予防や健康づくりに取り組む住民の意識の啓発と醸成を図ります。

◎介護予防拠点整備を支援するとともに、介護予防手帳などを活用して、住民主体の介護予防の取組を進めます。

¹⁹ 地域ケア会議：介護保険制度において、地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交え、介護支援専門員（ケアマネジャー）のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援することを目的として、市町村が設置する会議。個別ケースの課題分析等を通じて共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけていくことで、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながる。

²⁰ 自立支援：対人援助における対象者の自立に向けた支援。

²¹ 認知症サポーター：認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする人。

◎住民運営の通いの場などでの地域における介護予防の取組を強化します。

◎高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業などの多様な事業主体による介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築に向けて、市町村の取組を支援します。

② ふれあいサロン活動などの普及

現状及び課題

- 小地域²²の福祉活動としては、地域の集会所などを活用して、市町村社会福祉協議会や地域住民などが主体的に運営する「ふれあいサロン」²³があります。
- 「あったかふれあいセンター」についても、平成27年度末で29市町村42箇所、サテライトを含めると約230箇所で集い等が実施されており、より住民に身近なところでサロン活動に取り組んでいます。
- 高齢者などが身近で気軽に集えることで、生きがいづくりや地域の交流の場所として、また、ひきこもりの防止などの大きな役割を果たしています。
- しかし、中山間地域など一部の地域では、サロンの開催場所まで行けなくなったことで利用者が減少したり、サロン運営の担い手がないことで活動が衰退し、交流の機会が少なくなった地域もあります。
- 住民が参加しやすく身近なふれあいサロンなどの活動は、触れ合いや交流の場としての役割はもちろんです。住民ニーズや生活課題を把握するうえでも重要な役割を担っていることから、ふれあいサロンなどの小地域での集いの場づくりと、その活動が継続される仕組みづくりが必要です。

取組の方向

- ◎「あったかふれあいセンター」のサテライト機能を、住民が身近な場所で集える場として整備していきます。
 - ・地域のニーズに応じて、小地域での集いの場づくりを進めます。
 - ・「あったかふれあいセンター」などが、住民主体で行っているサロンなどの活動のサポートや、交流の場づくりも行うことで、活動の活性化や継続的な活動につなげるとともに、担い手の育成を進めます。

²² 小地域：“住民の顔が見える”日常生活圏（小学校区や中学校区、町内会単位など）。

²³ ふれあいサロン：地域の中で仲間づくりや異世代交流を行い、人と人とを結ぶ触れ合いの場。「サロン」は、もともと応接室などの部屋を意味する言葉であるが、この計画では、高齢者や障害者などを支援する場の意味。

県の具体的施策

- ・ 介護予防機能の強化に向け、リハビリテーション専門職等の派遣体制を整備のうえ、地域ケア会議、あったかふれあいセンターなどへのリハビリテーション専門職等の派遣による自立支援に資する介護予防の取組を推進します。
- ・ 介護予防・生活支援サービスの充実に向けて、高齢者や NPO などの多様な担い手の育成やネットワーク化などを行う生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の全ての保険者による設置を推進します。
- ・ 認知症サポーターの養成を推進し、認知症高齢者等の見守り体制や居場所作りなどの活動を支援します。
- ・ 高知県版介護予防手帳の見直しを行い、健康に関する情報や介護予防の必要性と、取組方法などを広く普及します。
- ・ 「あったかふれあいセンター」などの地域福祉の拠点が、サテライトの展開などを通じて、小地域での住民活動をサポートする取組を推進します。
- ・ 市町村や市町村社会福祉協議会、高知県社会福祉協議会などと連携し、サロン活動などの普及に取り組みます。

数値目標

具体的項目	現状 H27	目標 H31 年度	担当課
介護予防に関する地域リーダーの育成 （育成保険者数）	27 保険者	30 保険者	高齢者福祉課
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の設置	11 保険者 （12 月末暫定値）	30 保険者	高齢者福祉課
認知症サポーター養成数	40,072 人 （12 月末暫定値）	60,000 人	高齢者福祉課
介護予防手帳の活用（活用保険者数）	27 保険者	30 保険者	高齢者福祉課

3) 生活困窮者などが安心して暮らせる地域づくり

① 市町村における相談窓口の機能強化

現状及び課題

- 市町村では、高齢者や障害のある人、児童、ひきこもり状態にある方やその家族、住民の方々などからの、保健や医療、介護、福祉サービスをはじめ、日常生活での困り事などに対し、分野ごとの相談窓口が対応しています。
- 「あったかふれあいセンター」は、地域の困りごとや相談ごとを早期に発見し、必要な支援につなげていく拠点として、各地域に定着してきています。
- また、県では、高知県社会福祉協議会における高齢者・障害者などに関する相談窓口や児童相談所などによる相談への対応、認知症コールセンターや「いのちの電話」、「出会い・結婚・子育て応援コーナー」の設置などのほか、地域包括支援センター²⁴や市町村社会福祉協議会の職員、民生委員・児童委員などへの研修の実施、傾聴ボランティアの養成などを通じて、県民の皆様が相談の内容に応じて気軽に相談のできる体制づくりを進めています。
- 平成 25 年度から平成 26 年度まで実施した「こうち支え合いチャレンジプロジェクト」では、支援が必要な方を早期に発見し、関係機関が連携して地域の課題解決に取り組む「小地域見守りネットワーク」の構築を推進し、平成 26 年度末には、全ての市町村でネットワーク会議などが設置されています。
- 高齢者福祉の分野では「地域ケア会議」による関係する支援機関のネットワークの構築、障害者福祉の分野では「地域自立支援協議会」²⁵や相談支援事業所²⁶などを中心としたネットワークづくり、児童福祉の分野では「要保護児童対策地域協議会」などを中心とした地域での見守りネットワークの推進、生活困窮者自立支援制度における「支援調整会議」の設置など、分野ごとに関係機関で構成する支援体制の整備が進みつつあります。
- 平成 27 年度からは、「子ども・子育て支援新制度」により、市町村における子育て支援の充実が図られることとなりました。また、子育て家庭を対象に、妊娠期からの切れ目のない支援を行うためのワンストップ拠点として子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠や子育てへの不安、家庭の孤立化等に対応する支援体制づくりが進められています。
- 一方で、近年の福祉課題は複雑で多様化してきており、生活困窮者などの制度の狭間に位置する問題等について、十分な対応ができていない状況にあります。また、人と社会とのつながりの希薄化などにより、地域から疎外されている人々の問題も顕在化してきており、各種の支援サー

²⁴ 地域包括支援センター：介護保険法 第 115 条の 46 に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として、市町村が設置するもの。

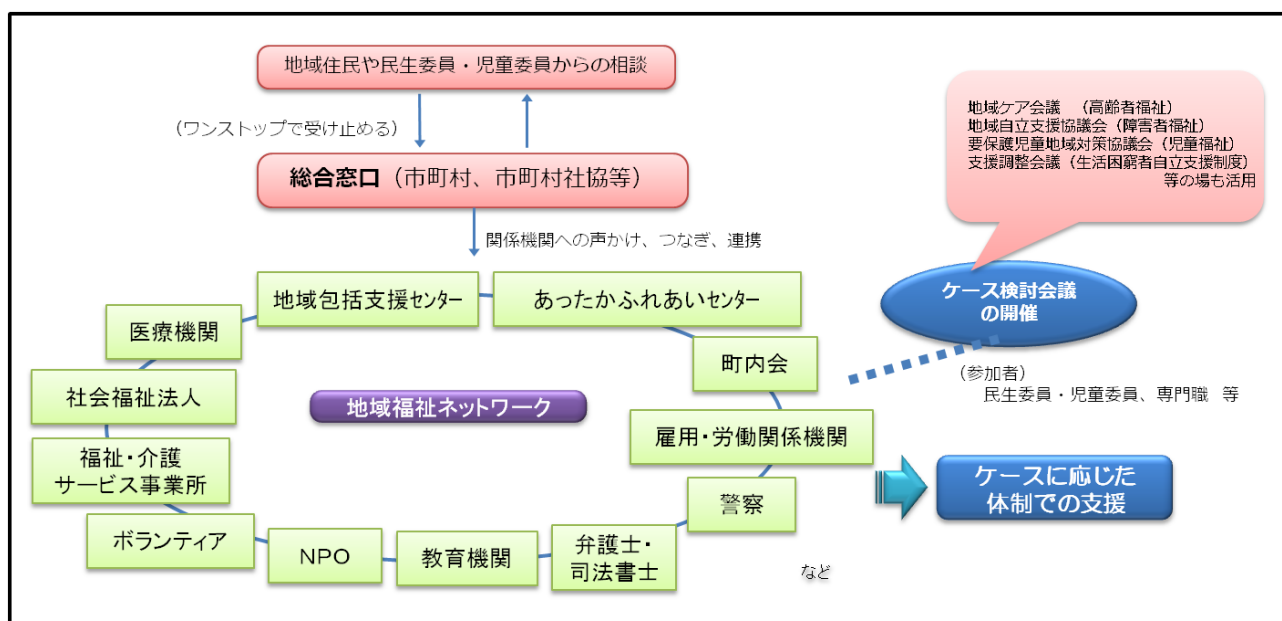
²⁵ 地域自立支援協議会：地域における障害のある人への支援体制に関する課題について関係機関等が情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行うことを目的として、市町村が設置する機関。

²⁶ 相談支援事業所：障害者総合支援法や児童福祉法に基づき、障害のある人の自立した生活を支え、一人ひとりの課題の解決や適切なサービス利用などの相談に応じ、サービスの利用についての計画の作成や地域生活への移行などの支援を行う事業所。

ビスが必ずしも十分に行き届いているとは言えない状況にあります。

- 「あったかふれあいセンター」や見守りネットワークなどのインフォーマルサービスと、行政、地域包括支援センター、福祉サービス事業所、医療機関等の各分野の専門機関とが、地域の様々な問題に対して連携して対応する重層的な支援体制（地域福祉ネットワーク）の構築が不可欠となっています。
- 特に、様々な分野における最前線の行政主体であり、住民にとっても最も身近な自治体である市町村と、地域福祉推進の要である市町村社会福祉協議会とが連携し、地域住民等からの相談ケースに的確に対応できる体制をコーディネートして行くことが必要です。

図：地域福祉ネットワークのイメージ



- 地域福祉ネットワークを構築するうえで、次のような各分野の相談支援体制との連携が必要です。

＜高齢者に関すること＞

- ・ 地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続するために、介護保険制度による公的サービスのみならず、さまざまな社会資源を本人が活用できるよう、包括的及び継続的に支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的役割を果たすことが求められています。
- ・ そのためには、保健や医療、介護などの多職種、多機関との十分な連携を図るとともに、多様なニーズに対応していくため、地域包括支援センターの職員の専門性を高めることが必要です。
- ・ また、高齢化に伴う認知症高齢者の急増と重度化への対応として、認知症の早期の発見・診断・対応につながる地域づくりの推進と、認知症の人と家族にやさしい地域づくりに向けた人材養成が求められています。

<障害のある人に関すること>

- ・ 障害のある人の相談窓口である市町村では、障害の様々な特性や個々のニーズへのきめ細かな対応が必要であること等から、専門の相談員のいる相談支援事業所と連携して対応する体制の充実が必要です。
- ・ 一方、相談支援事業所においては、複数の相談支援専門員を配置することが困難な事業所が多く、相談支援専門員養成研修の継続的な実施や、人材育成の取組が必要です。
- ・ また、地域での生活を支えていくためには、障害福祉サービスだけでなく、日常生活の支援や地域との交流、緊急時の対応などについて、「あったかふれあいセンター」などの地域福祉の拠点や市町村社会福祉協議会、地域の医療機関などと連携して取り組むことが必要です。

<子育てに関すること>

- ・ 平成 27 年度からスタートした子ども・子育て支援新制度では、各市町村において策定した子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援の充実が図られることとなりました。こうした取組では、「あったかふれあいセンター」などの地域福祉の拠点や地域福祉推進の要である市町村社会福祉協議会などとの連携した取組が必要です。

<児童に関すること>

- ・ 平成 17 年度から市町村は児童家庭相談の第一義的窓口と位置づけられ、子どもやその家庭に対する支援を適切に行うため、県内全ての市町村に要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）が設置されています。
- ・ 市町村においては、要保護児童対策地域協議会の機能を充実・強化し、地域の関係する支援機関等との緊密な連携のもと、支援を必要とする子どもや家庭を見守るとともに適切な援助を実施することが必要です。
- ・ 妊娠期から子育て期までの子どもたちへの支援策の強化として、保健部門が妊産婦等の状況を早期に把握し、児童虐待のリスクのある困難ケースを福祉部門に確実に引き継ぎ、その後のきめ細かなフォロー体制を構築するための取組が必要です。

<自殺を考えるような悩みなどを抱える人やひきこもり状態にある人などに関すること>

- ・ 自殺を考えるような悩みなどを抱える人のケアにあたる関係機関のネットワークの強化及び地域における人材の育成、関係機関による相談支援体制の充実・強化を図るため、「自殺予防情報センター」を中心に、地域において活動していただく支援者向けの講演会や研修会等に取り組むことが必要です。
- ・ また、ひきこもり状態にある方やその家族からの相談に対応するためには、「ひきこもり地域支援センター」を中心に、若者サポートステーション等の民間団体などを含めた関係機関とのネットワークの連携を強化するとともに、研修会や講演会などを通じて人材の育成を行い、相談支援体制の充実を図ることが必要です。

取組の方向

- ◎高齢者や障害のある人、子育て中の家庭、児童、自殺を考えるような悩みなどを抱える人やひきこもりの人などを支援する各分野の相談窓口が、専門的な視点や相談機能を活かした相談支援体制を構築することで、相談者のニーズを総合的に評価したうえで、必要とするサービスや支援につなげていく仕組みづくりを推進します。
- ◎住民の相談に適切に対応するため、市町村の各分野の相談窓口の専門性の向上と機能強化を図るための研修や専門機関からのアドバイス、先進事例の検討、情報交換会などの取組を推進します。
- ◎小規模市町村などでは、分野ごとの相談窓口の機能強化が難しいこともあり、福祉分野の相談窓口の一本化や広域での取組などの検討を推進します。

県の具体的施策

<高齢者に関すること>

- ・ 各市町村において、高齢者の総合相談支援業務と包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などを担う地域包括支援センターの機能強化を図るため、職員のスキルアップ²⁷研修を実施するとともに、地域ケア会議の充実に向けたリハビリ専門職を派遣するための体制づくりなどを推進します。

<障害のある人に関すること>

- ・ 相談支援事業所の相談支援専門員の養成などにより、市町村の相談窓口と相談支援事業所が連携した障害のある人の支援体制の整備を進めます。

<子育てに関すること>

- ・ 「出会い・結婚・子育て応援コーナー」の職員が地域に出向き、妊娠期からの子育て相談支援等を実施し、市町村の子育て支援をバックアップします。

<児童に関すること>

- ・ 市町村における児童虐待問題などへの相談支援体制の充実・強化に向けて、要保護児童対策地域協議会の機能を強化するため、児童相談所が中心となり積極的に支援します。
- ・ 市町村の子育て世代包括支援センターの設置や児童虐待防止対策コーディネーターの配置を支援することにより、児童福祉と母子保健における取組の連携強化を図るとともに、行政と民生委員・児童委員（主任児童委員）等が一体となった地域の見守り体制の構築を強力に支援します。

<自殺を考えるような悩みを抱える人に関すること>

- ・ 精神保健福祉センター内に設置している「自殺予防情報センター」を中心に、地域における心の健康問題に関する相談機能の強化に向けて、各市町村等の取組を支援します。

²⁷ スキルアップ：技術や能力を向上させること。「スキル」は、訓練して身につけた技能。

<ひきこもりに関すること>

- ・ 精神保健福祉センター内に設置している「ひきこもり地域支援センター」を中心としたネットワーク体制を強化し、保健・医療・福祉などの関係機関や、市町村、若者サポートステーション等とのネットワークの強化を図り、ひきこもりの人に適切な支援を行います。

<地域に埋もれた福祉課題の支援へのつなぎに関すること>

- ・ 民生委員・児童委員や「あったかふれあいセンター」などとの連携により、地域住民の困りごとを把握し、各分野の相談窓口につなぐ仕組みづくりを支援します。

数値目標

具体的項目	現状 H27	目標 H31年度	担当課
地域包括支援センター職員研修 (参加保険者数)	12 保険者 (12月末暫定値)	30 保険者	高齢者 福祉課
地域ケア会議の開催(開催保険者数)	29 保険者 (12月末暫定値)	30 保険者	高齢者 福祉課
傾聴ボランティアの養成 (養成ボランティア数)	357 人	477 人 (※ 1)	障害保健 福祉課
高齢者こころのケアサポーターの養成 (養成サポーター数)	367 人 (H26)	300 人 (※ 2)	障害保健 福祉課
児童家庭相談担当市町村職員研修 (参加市町村数)	21 市町村	30 市町村	児童家庭課
要保護児童対策地域協議会の会議への主任児童委員等の参加(参加率)	—	ケース検討会議：100% 実務者会議：100%	児童家庭課

※ 1 H28～31の4年間で+120人(毎年30人)を養成

※ 2 H26より純増の延べ人数

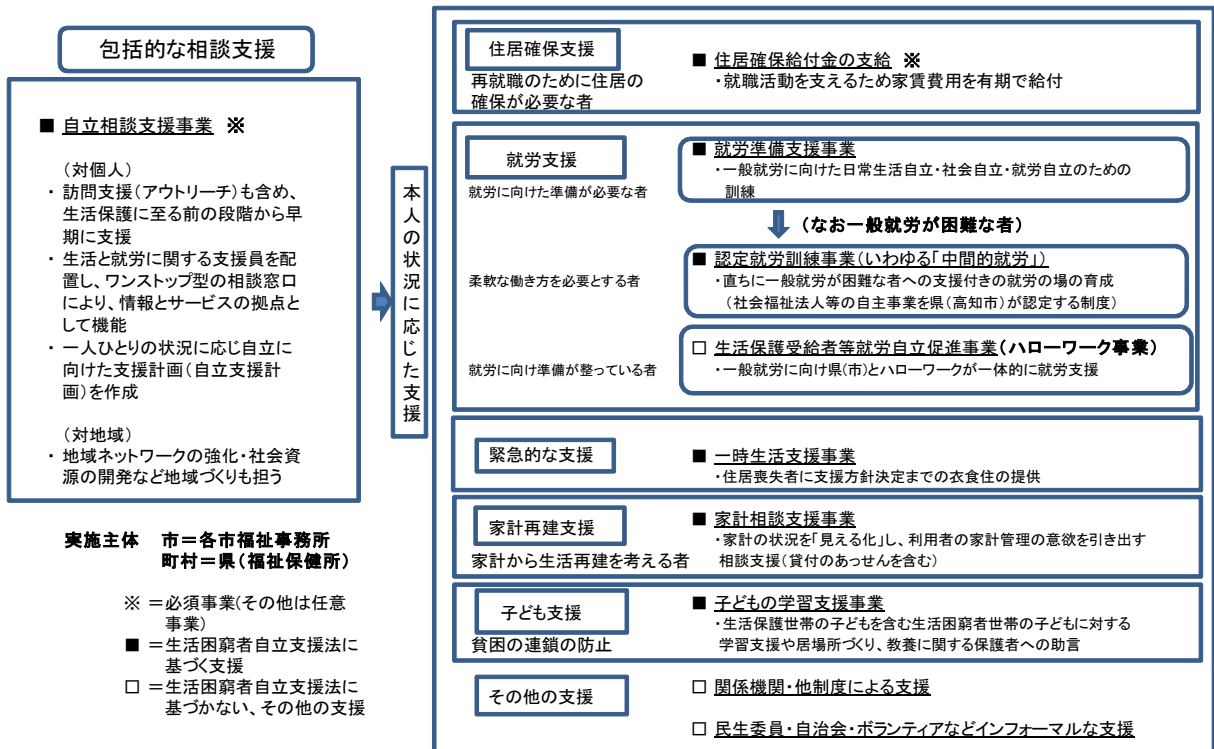
② 生活困窮者自立支援の推進

現状及び課題

＜生活困窮者自立支援制度＞

- 生活保護に至る前の生活困窮者を支援する、いわゆる第二のセーフティネット²⁸施策の一つとして、生活困窮者自立支援制度が平成 25 年度からのモデル事業の実施を経て、平成 27 年 4 月 1 日の生活困窮者自立支援法の施行により、全市町村を対象に本格スタートしました。
- 生活保護に至る前に生活困窮者自立支援制度で支援すると同時に、結果的に最低生活が維持できなくなったときには生活保護を適用し、また、保護から自立したときには生活困窮者自立支援制度で支援することにより再度保護を受けなくても済むようにするといった、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度を一体的に運用する、生活困窮者対策が求められています。

生活困窮者自立支援制度による支援一覧



- 本県における平成 27 年 3 月の被保護者数は 20,824 人、保護率 28.2% (保護統計数値) で、保護率は全国平均の約 1.6 倍と、高い傾向にあります。また、平成 26 年度の生活保護に関する相談者数は 3,313 人 (福祉指導課調べ) で、その多くは生活困窮者自立相談支援事業の相談者となり得ると考えられます。
- さらに、県教育委員会小中学校課の集計による平成 25 年度の要保護児童生徒数は 1,332 人、

²⁸ セーフティネット：「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。

準要保護児童生徒数は 11,715 人で、全児童生徒数に占める就学援助率は 25.37%と高く、生活保護世帯を含む生活困窮者世帯の子どもの貧困の連鎖の防止が大きな課題となっています。

- 本県では、全ての県民が、住み慣れた地域で安心して、ともに支え合いながら生き生きと暮らすことができる地域づくりとして、「高知型福祉」の推進に取り組んでおり、地域住民からの情報に基づくアウトリーチ²⁹や、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア等のインフォーマルな支援が重要視されている生活困窮者自立支援制度についても、「高知型福祉」の推進の一環として取り組むことが必要です。
- 県は、23 町村における生活困窮者制度の実施主体であり、必須事業の自立相談支援事業、住居確保給付金の支給のほか、任意事業として就労準備支援事業、認定就労訓練事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業に取り組んでおり、自立相談支援事業では、県内5箇所の福祉保健所を通じて管内町村社会福祉協議会に委託することで、生活困窮者が各々の在住町村で相談に赴き、支援が受けられる官民協働体制を構築しています。
- また、11 市においては、平成 27 年度は、9 市が市社会福祉協議会、1 市がNPO法人に自立相談支援事業を委託（残る1市は直営）し、相談と支援の官民協働体制を構築しています。
- 市福祉事務所及び県福祉保健所を通じて扱われる生活保護受給者等就労自立促進事業は、ハローワークが実施している有力な就労支援ですが、この事業は、自立相談支援機関を通じて生活困窮者にも適用されることから、市福祉事務所及び県福祉保健所、自立相談支援機関とも、ハローワークとは緊密な連携関係にあります。
- こうした中、一部の市においては、任意事業に取り組めていないという課題があります。
生活困窮者の自立支援に向けた包括的な支援を提供するためには、地域の実情に即した具体の事業を積極的に展開していくことが必要であり、早期に任意事業にも取り組むことが必要です。
- また、生活困窮者の自立には、就労を実現させ、安定的収入を確保していくことが不可欠である一方で、中山間部の町村ではハローワークで求職しても地元での求人が少なく、就労による自立につながり難いという課題や、生活困窮者自身が就労経験に乏しく、直ちに就労することが難しいといった課題があります。

<生活福祉資金貸付制度>

- 生活福祉資金貸付制度は、高知県社会福祉協議会を実施主体とし、窓口業務を市町村社会福祉協議会に委託し実施しており、低所得者、障害者、高齢者世帯などに対して、必要な資金の貸付と援助指導を行うことで、経済的自立や生活意欲の助長、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度です。
- 生活福祉資金の貸付件数については、平成 19 年度は 71 件であったものが、社会情勢の影響により、平成 21 年度以降大幅に増加しましたが、平成 22 年度の 526 件をピークに、平成 26 年度には 208 件に減少しています。
- 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、平成 27 年 4 月 1 日に生活福祉資金貸付制度の見直しが行われ、生活福祉資金のうち総合支援資金と緊急小口資金の貸付けについては、原則として自立相談支援事業を活用し、関係機関からの継続的な支援が受けられることが要件とされました。

²⁹ アウトリーチ：訪問支援。

- 今後は、生活福祉資金貸付制度と自立相談支援事業や家計相談事業等との連携による支援体制を構築し、単なる資金貸付でなく、生活に困窮する方が自立に向けて制度を活用できるような取組をこれまで以上に進めていくことが必要です。

取組の方向

- ◎生活困窮者が在住市町村で相談に赴き、支援が受けられる自立相談支援体制を構築します。
- ◎生活困窮者の把握と支援実施の両面において、県、市町村のみならず、地域の民間機関、団体、住民との連携による官民協働の相談支援体制を構築します。
- ◎生活困窮者の就労に向けた支援の充実を図ります。

県の具体的施策

<生活困窮者自立支援制度>

- ・ 自立相談支援事業における官民協働の取組を充実・強化させることにより、地域のネットワーク力の強化から社会資源の開発まで手掛けることで、生活困窮者が安心して暮らせる地域づくりにつなげていきます。
- ・ 県内の全ての市において、早期に任意事業に取り組むことができるよう、必要な助言と技術支援を行います。
- ・ 生活困窮者の地元での就労促進に向けて、生活保護就労支援員と自立相談支援員が連携し、求職者情報の集約化に努めるとともに、就労準備支援事業、就労認定訓練事業等の積極的な活用を図ることにより、直ちに就労することが困難な生活困窮者の就労につなげます。

<生活福祉資金貸付制度>

- ・ 生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度との連携を推進し、生活福祉資金の適正な貸付、遅滞のない返済に向けた償還指導を行う体制を構築します。

数値目標

具体的項目	現状 H27	目標 H31 年度	担当課
生活困窮者などに対する官民協働による相談数 (町村分)	1,224 件 (H27 未見込)	1,840 件	福祉指導課 地域福祉政策課
自立支援計画（プラン）の策定数（町村分）	46 件 (H27 未見込)	70 件	福祉指導課
任意事業の実施（実施主体自治体数）	6/12 (県、5市)	12/12 (県、11市)	福祉指導課

※ H31 年度の目標は、現状の数値の 1.5 倍を目途に設定。

③ 地域福祉活動を支える仕組みづくり

現状及び課題

- 住民が、地域で安心して暮らしていくためには、家族や親族への相談だけでは解決できない悩みなどを気軽に相談できる場所や人が、地域には必要です。また、虐待や生活困窮者などへの対応のほか、何か困ったことがあったときに、いつでも身近で気軽に相談でき、必要な支援につなげることができる体制の整備が必要になります。
- 地域福祉推進の要である市町村社会福祉協議会は、社会福祉事業者やボランティアグループなどの団体、組織及び地域住民の参加を得て、地域福祉を推進する中核団体として、ふれあいサロンや見守り活動、独居高齢者への配食サービス、ボランティア学習や社会福祉大会の開催など、それぞれの地域の実情やニーズに応じた活動を展開しています。
- 小規模な市町村社会福祉協議会も多く、事務局職員が1人で地域福祉推進を担当している市町村社会福祉協議会もあり、組織体制の強化による活動の充実が課題です。こうしたことから、県では、平成21年度からのあったかふれあいセンター事業、平成25年度から国の安心生活基盤構築事業、平成27年度から本格施行された生活困窮者自立相談支援事業等を活用し、市町村社会福祉協議会の基盤強化を図ってきました。
- 併せて、平成25年度から26年度にかけて実施した「こうち支え合いチャレンジプロジェクト」、平成27年度からの「地域福祉ネットワーク構築支援事業」において、高知県社会福祉協議会と一体的な支援体制を構築し、市町村社会福祉協議会の活動強化に向けて支援しています。
- 住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めていくためには、市町村社会福祉協議会の役割がますます重要になっており、地域福祉活動計画の実践活動やあったかふれあいセンター事業や生活困窮者自立相談支援事業等を通して、より一層の活動の活性化を図ることが必要です。
- また、生活困窮者など、地域の多様化する生活課題に分野横断的に対応していくために、地域住民や民生委員・児童委員から相談を受けたケースをワンストップで受け止めて、関係機関へつなぐ仕組みの構築が必要不可欠です。そのためには、地域福祉推進の要であり、多くの民生委員児童委員協議会の事務局も担っている市町村社会福祉協議会による地域福祉ネットワークのコーディネート機能を強化することが必要です。

取組の方向

◎地域住民や民生委員・児童委員から相談を受けたケースをワンストップで受け止めて、関係機関へつなぐ仕組みを構築するために、地域福祉活動の要である市町村社会福祉協議会の体制・活動を強化する取組を推進します。

県の具体的施策

- ・ 地域福祉活動計画の実践活動などへの支援を通して、市町村社会福祉協議会の活動の活性化や相談機能の強化を図ります。
- ・ 市町村社会福祉協議会の活動強化などを行うため、研修や先進事例の学習、助言などの取組を進めます。また、市町村と市町村社会福祉協議会とが連携した相談支援体制を強化するため、高知県社会福祉協議会と連携し各市町村での取組を支援します。
- ・ 市町村社会福祉協議会による、地域の民生委員・児童委員や「あったかふれあいセンター」などと連携した、地域住民の困りごとを把握する仕組みづくりを支援します。
- ・ 市町村社会福祉協議会の理事会や評議員会の機能強化や、事務局職員の資質向上を図るなど、組織体制強化に向けた取組を促します。
- ・ 地域福祉の中核団体としての市町村社会福祉協議会が、活動を活性化させるため、市町村社会福祉協議会を支援する高知県社会福祉協議会の取組について、財政支援を行います。

数値目標

具体的項目	現状 H27	目標 H31年度	担当課
生活困窮者などに対する官民協働による相談数 (町村分) ＜再掲＞	1,224件 (H27未見込)	1,840件	福祉指導課 地域福祉政策課
自立支援計画(プラン)の策定数(町村分) ＜再掲＞	46件 (H27未見込)	70件	福祉指導課
任意事業の実施(実施主体自治体数) ＜再掲＞	6/12 (県、5市)	12/12 (県、11市)	福祉指導課

※ H31年度の目標は、現状の数値の1.5倍を目途に設定。

④ 社会福祉法人等における社会貢献活動の推進

現状及び課題

- 近年、社会福祉法人³⁰や企業などの民間団体による社会貢献活動やボランティア活動への取組が注目されています。
- 特に、地域住民が必要とする様々な福祉サービスを提供する役割を担う社会福祉法人については、社会貢献の一環として、市場で安定的・継続的に供給されることが望めない、地域における公益的な取組が責務として求められています。
- 平成28年2月末現在、社会福祉法人制度の改革が盛り込まれた社会福祉法の一部改正案が、国会において審議されています。同改正案においては、社会福祉充実残額（再投下財産額）を保有する社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充等を義務付けることとされています。
- 生活困窮者といった制度の狭間に位置する人たちに対して、きめ細かな支援が行き届くためには、こうした社会福祉法人が果たす社会貢献活動の役割への期待が大きくなってきています。
- また、県内の民間の企業・団体による社会貢献に関する具体的な取組として、県と高知県民生委員児童委員協議会連合会と企業などの民間団体との3者による地域見守り協定を締結し、地域の安全安心の見守りに積極的に関わっていただいている活動もあり、成果が上がっています。
- このように、社会福祉法人や企業などの民間団体が地域社会の一員として社会貢献活動を推進していただく取組も重要です。

取組の方向

- ◎社会福祉法人の地域における公益的な取組の一つとして、生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業³¹への社会福祉法人の参画を促進するとともに、事業実施に向けた支援体制を構築します。
- ◎社会福祉法人が社会貢献活動の一環として、制度の狭間に位置する人たちを支援するための地域福祉活動を推進します。
- ◎地域見守り協定の協定事業者の拡大と、それぞれの地域での見守り協定の活動を支援し、地域での見守りのネットワークの輪を広げていくための取組を進めます。

県の具体的施策

- ・ 社会福祉法人に対して、認定就労訓練事業を周知し、積極的な事業実施を要請するほか、研修会の開催等による事業の立ち上げへの支援や、認定就労訓練事業所へのきめ細かな指導・助言を行うなどの運営支援を行います。

³⁰ 社会福祉法人：社会福祉事業を行うことを目的として設立される、社会福祉法第22条で定義された法人。

³¹ 認定就労訓練事業：生活困窮者自立支援制度において、一般就労といわゆる福祉的就労との間に位置する中間的就労の形態として位置付けられるもので、直ちに一般就労に就くことが難しく、柔軟な勤務形態が必要な者に支援付きの就業機会を与えることで一般就労（自立）につなげる生活困窮者自立支援施策。社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する。

- ・ 研修や意見交換等の場を活用し、社会福祉法人の社会福祉事業又は公益事業の実施に係る制度の周知を図るとともに、先進事例の紹介など必要な情報の提供に取り組みます。
- ・ 地域見守り協定に基づく取組を広く県民にPRすることなどにより、活動の充実・拡大を推進します。

数値目標

具体的項目	現状 H27	目標 H31年度	担当課
認定就労訓練事業所数	1事業所	34事業所	福祉指導課

4) 防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進

① 自主防災の組織づくりと活動の促進

現状及び課題

- 人口減少と少子・高齢化が進む中で、地域での助け合いなど、相互扶助の力が弱まっています。平成 26 年度の県民世論調査でも、地域の支え合いの力が弱まっていると感じている方が 45.7%となっています。
- 一方、南海トラフ地震への備えや局地的な自然災害などに対応していくためには、各地域で自治組織や学区などを基盤とした自主防災の組織づくりによる共助の活動を推進していく必要があります。
- 県内の自主防災組織数は、平成 27 年 4 月 1 日現在 2,735 組織で、県全体の組織率は 92.7%となっています。市町村別に見ると、17 市町村が組織率 100%を達成していますが、市部と町村部を比較した場合、その組織率は町村部での組織率が高くなっています。
- 組織化が遅れている(組織率 90%未満)市町村は、高知市(組織率 88.3%)、香南市(89.2%)の 2 市となっており、こういった人口密集地域である市部での組織率の向上が課題となっています。

取組の方向

◎自主防災組織の育成・整備を進めます。

- ・ 地震発生時の対応を想定し、防災訓練の意義を認識した、より実践的な自主防災組織活動への理解を浸透させるための啓発活動を推進します。
- ・ 自主防災組織率の向上や防災活動の活性化に向けて、近隣の既存自主防災組織と連携した取組を促進します。
- ・ 自主防災組織と地域に根ざした関係機関(学校、市町村社会福祉協議会など)との連携の強化により、幅広い防災活動の実践を目指します。

◎南海トラフ地震対策をはじめとする様々な防災対策を効率的、効果的に進めるための検討を行います。

県の具体的施策

- ・ 県内の南海トラフ地震対策推進地域本部を通じて、組織化が遅れている地域に重点的に自主防災組織への参加を呼び掛けるなどの取組を強化します。
- ・ 既存の自主防災組織に対しては、引き続き自主防災組織の活動を活発にし、地域防災力の向上を図るため、実践的な避難訓練や防災点検の取組を継続的に実施することに加え、県で作成した「自主防災活動事例集」を活用し、防災意識の向上を図ります。
- ・ 「高知県南海トラフ地震対策推進週間(毎年 8 月 30 日から 9 月 5 日)」内の日曜日に行っている「県内一斉避難訓練」への参加を呼び掛けるほか、自主防災組織の人材を育成するため、避難所運営の訓練など、実践的な訓練を行うための研修を開催します。

- ・ こうち防災備えちよき隊を学習会の講師や防災点検のアドバイザーとして地域に派遣し、自主防災組織の活動が活発になるよう支援します。

数値目標

具体的項目	現状 H27	目標 H31年度	担当課
自主防災組織率の向上	92.7%	100%	南海トラフ地震 対策課

② 災害時要配慮者の支援の仕組みづくり

現状及び課題

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、高齢者や障害のある人などや消防関係者、民生委員など、多くの支援者が犠牲となりました。この教訓を踏まえて、実効性のある避難支援が行われるよう、平成26年4月1日に改正災害対策基本法が施行されました。
- 改正災害対策基本法では、高齢者や障害のある人など配慮が必要な方（要配慮者³²）のうち、災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者³³）の名簿の作成が市町村に義務付けられ、避難行動要支援者本人から同意を得られた名簿情報は、平常時から災害に備えて避難支援等関係者³⁴に提供することとなっています。
- 提供された名簿情報は、地域住民が中心となった個別の避難計画（個別計画）の策定や、個別計画に基づいた訓練など、日ごろからの避難支援対策に活用されることとなります。
- こうした制度の改正を踏まえ、内閣府において、平成25年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が作成されました。
- また、県においても、国の制度改正や南海トラフ地震対策等に対応するため、平成25年度に、市町村向けの取組指針「災害時における要配慮者の避難支援ガイドライン」を作成するとともに、避難支援者向けに「避難支援の手引き」、県民向けに「概要版リーフレット」を作成し、取組の周知等を行っています。
- こうした中、平成26年度中に県内全市町村で名簿が作成され、平成27年度からは、名簿情報に基づく個別計画の作成及び避難訓練に必要な経費を市町村に対し補助するなどにより、地域での取組を支援しています。
- また、災害が発生したときに一般的な避難所では生活に支障がある方を対象に特別な配慮がされた「福祉避難所」の指定数は、平成23年当時は3市町村4施設でしたが、平成27年12月時点では34市町村178施設、受入予定人数8,555人となり、着実に増加しています。
- しかし、避難行動要支援者数などに比べると、福祉避難所の整備状況はまだ十分ではありません。また、南海トラフ地震等の大規模災害時においては、外部からの支援が本格化するまでの間は、参集可能な人員で福祉避難所の運営をせざるを得ないことが想定され、介護等の専門職員の人手が不足することが見込まれます。
- 県では、福祉避難所の指定促進及び機能強化のため、福祉避難所の備蓄物資や機材、備蓄倉庫等に対する助成や、地域住民との連携により運営することができる体制づくりのための「福祉避難所運営訓練マニュアル」の作成等の取組を行ってきました。

³² 要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者とされている。（災害対策基本法第8条第2項第15号の規定による）

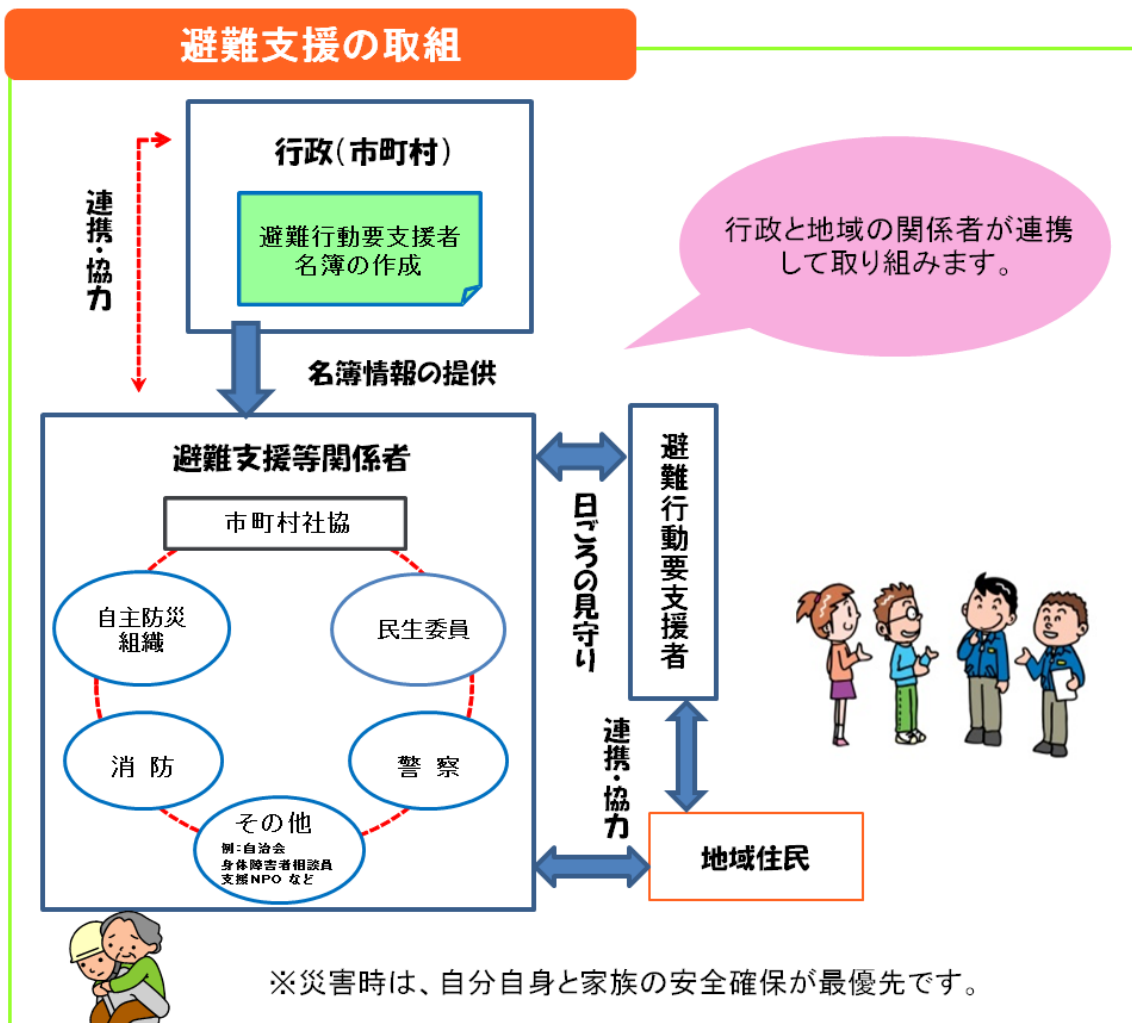
³³ 避難行動要支援者：「要配慮者のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とするもの」とされている。（災害対策基本法第49条の10第1項の規定による）

³⁴ 避難支援等関係者：「消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者」とされている。（災害対策基本法第49条の11第2項の規定による）

- 今後も、南海トラフ地震等における要配慮者のための備えの整備に向け、引き続き指定を促進するとともに、避難者が安心して生活することができるよう、福祉避難所の運営体制づくりを進めることが求められます。

取組の方向

- ◎行政と、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織などの避難支援等関係者が一体となって、個別計画の作成等に取り組むことで、日ごろの見守りのネットワークが、いざという時に災害支援のネットワークとしての機能を発揮できるよう支援を行います。
- ◎福祉避難所の指定促進・機能強化とともに、災害発生時に福祉避難所の運営が円滑に行えるよう、各市町村における取組を推進します。
- ◎「概要版リーフレット」等を活用し、災害時要配慮者の避難支援対策について県民等に周知を行います。





県の具体的施策

- ・ 担当者会やブロック別研修会の開催、市町村訪問などを通じて、地域防災計画に基づく避難行動要支援者名簿の作成・更新や、地域が中心となった個別の避難計画（個別計画）の策定と訓練の実施、日ごろの見守りなどの地域福祉活動とが一体的に進むよう、市町村を支援します。
- ・ 「概要版リーフレット」等を活用し、災害時要配慮者の避難支援対策について県民等に周知を行います。
- ・ 福祉避難所の指定を促進するため、福祉避難所に最低限必要な物資等の購入助成を市町村に対して行うとともに、平成 26 年度に作成した「運営訓練マニュアル」を活用した訓練実施等により、施設・事業者、地域住民、行政が一体となって運営を行える体制づくりを支援します。
- ・ 災害時において、要配慮者に対する緊急的な対応や生活支援が行えるよう、専門職の確保など県内の災害福祉支援体制の検討・構築を行います。

数値目標

具体的項目	現状 H27	目標 H31 年度	担当課
名簿情報に基づく個別計画を地域主体で策定し、更新していく市町村の体制づくり（各市町村のニーズに合わせた個別計画の策定・訓練・見直しへの支援）	0 市町村	34 市町村	地域福祉政策課
福祉避難所を運営するための市町村の体制づくり（ブロック別運営研修の実施）	—	5ブロックで研修実施	地域福祉政策課

(II) 地域福祉を推進する基盤の確保

5) 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動

現状及び課題

- 地域では住民同士の支え合いの力が弱まってきており、今後、住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら安心して暮らしていくためには、住民参画による新たな支え合いの仕組みづくりが引き続き大きな課題となっています。
- 本県は人口減少と少子高齢化が全国より先行して進んでいます。特に、中山間地域では、過疎化・高齢化が進んでおり、例えば昭和 35 年と平成 22 年の人口を比較すると、県全体では約 10.5%の減少率ですが、中山間地域では約 42%と大きく減少しています。
- また、集落数は平成 17 年が 2,531 集落であったのに対し、平成 22 年には、2,537 集落と、ほぼ横ばいである一方で、9世帯以下の集落数は、平成 22 年には 246 集落と、平成 17 年調査時より 55 集落増加しています。(旧高知市を除く。)
- こうした中、平成 23 年度に県が実施した「高知県集落調査」では、次のような集落の実態が明らかになりました。

【集落活動】

- ・ 集落の自治活動は続いているが、若者を主体とした活動は低調となっており、後継者も不足してきている。
- ・ 集落活動に対する住民意識は高くほとんどの方が協力的だが、年齢が高くなると、体力的な理由から参加できない現状がある。
- ・ 約 75%の集落代表者が、10 年後には集落が衰退または消滅すると予想するなど、集落の将来に不安や危機感を抱いている。

【生活（生活環境、安全・安心）】

- ・ 自家用車での移動がほとんどであるが、75 歳以上の高齢者になると自分で運転する方が減少することから、移動手段の確保について検討の必要がある。
- ・ 食料品や飲料水の確保について、施設や人材の不足が課題となっている。
- ・ 約半数の集落では、見守り活動が機能しているものの、人手不足や支え合いの弱まりが課題となってきている。
- ・ 防災への備えや、防犯のための情報共有の仕組みづくりが必要となってきている。

【産業】

- ・ 多くの集落では、一次産業、特に林業の衰退が顕著で、「担い手の確保」が最大の課題となっている。
- ・ 6割を超える集落で、耕作放棄地や手入れされていない山林が見られる。
- ・ 9割を超える集落で、野生鳥獣による農林業被害があり、日常生活にも影響が及んでいる。

- 以上のように、集落調査では、人口減少や高齢化の進行に伴う中山間地域の様々な課題が浮き彫りになった一方で、集落代表者の 93%が地域への愛着や誇りを持ち、76.7%の方が今いる集落で暮らし続けたいとの思いを持っていることが明らかになりました。
- こうした中山間地域の課題を解決し、住民の思いを実現していくためには、近隣の集落との連携を図り、生活、福祉、産業、防災などの活動について、それぞれの地域の課題やニーズに応じて総合的に地域ぐるみで取り組む仕組みづくりが重要です。
- 県内の地域地域において、地域の商工会や青年団等の各種団体や、NPO などを含め、多様な形で住民活動が行われており、こうした基盤を活かした、地域住民主体の活動の活性化を図ることも重要です。
- 本県では、平成 24 年度から、集落機能の維持や地域活動の担い手確保等、中山間地域が抱える課題を解決するため、住民主体で集落同士の連携により、地域の支え合いや活性化に向けた仕組みづくりを行う「集落活動センター」の取組を推進し、県内各地に広がってきています。
- それぞれの「集落活動センター」では、生活店舗やガソリンスタンドの運営といった地域の暮らしを支える取組のほか、地域資源を生かした加工品づくりや観光交流イベントの実施といった経済的な活動など、住民の話し合いから生まれたアイデアや提案をもとに、住民参画の取組が始まっています。
- また、地域住民の取組に、地域おこし協力隊や大学生が関わることで、地域外の視点や若い力を活かした取組も進んでいます。

取組の方向

- ◎中山間地域の住民が安心して暮らし続けることができるよう、地域地域の課題やニーズに即した仕組みづくりを推進するため、市町村と連携しながら、地域の方々とともに、「集落活動センター」などの集落の維持・再生に向けた拠点づくり・仕組みづくりを進めるとともに、生活用水や移動手手段の確保等、生活支援の取組を推進します。
- ◎「あったかふれあいセンター」と「集落活動センター」や高齢者の住まいの整備などとの連携を進め、介護予防・生活支援の基盤整備に向けた取組、その他生活、福祉、産業、防災等それぞれの分野とが連携した総合的な取組となるよう、市町村を支援します。

県の具体的施策

- ・ 「集落活動センター」の取組への支援を行います。
- ・ 集落活動のサポートをはじめ、福祉や生活面でのサービスの仕組みと、利益を上げる経済活動の仕組みを組み合わせ、持続可能な住民主体の地域運営のシステムの確立に向け、「あったかふれあいセンター」と「集落活動センター」や高齢者の住まいの整備などとの一体的な取組を推進します。
- ・ 中山間地域の人々が安心して暮らし続けることができる生活環境を築くため、生活用品や生活用水、移動手手段の確保等に向けた取組への支援を行います。

数値目標

具体的項目	現状 H27	目標 H31年度	担当課
集落活動センターの取組の推進（開設数）	26箇所	80箇所	中山間地域対策課
移動手段の確保のための取組の推進 （取組市町村数）	30市町村	34市町村	中山間地域対策課

6) 福祉を支える担い手の確保・育成

① 福祉人材センター、福祉研修センターなどの連携による福祉・介護人材の確保・育成

現状及び課題

- 高齢化の進行に伴う介護ニーズの増大によって、平成 37 年には約 900 人の介護人材が不足すると推計されており、介護人材の安定的な確保が重要な課題となっています。
- 福祉分野の仕事は、収入が少ない割に身体的な負担が大きいといったイメージが先行し、人材確保の面で厳しい状況に置かれており、人材の参入促進等はもちろんのこと、職場定着率を高めるための取組も必要となっています。
- また、近年、複雑・多様化している福祉サービスのニーズには、より高い専門性とサービスの質が求められており、福祉専門職の資質の向上を図ることが必要です。
- 県では、新たな人材の参入促進や、他職種への人材流出防止のため、福祉人材センターのマッチング機能強化を図るとともに、福祉研修センターやハローワーク等との連携強化に取り組んでいます。

取組の方向

- ◎新たな人材の参入促進を図るため、福祉人材センターのマッチング機能強化を図り、ハローワーク等の関係機関との連携を推進します。
また、福祉分野の仕事に対するイメージアップを図るための広報活動を行うなど、普及啓発の充実・強化に取り組めます。
- ◎資格取得への支援を通じ、介護職員の処遇改善を促進します。
- ◎他業種への人材流出を防止するため、職員の身体的負担を軽減するなど、働きやすい職場環境づくりに向けた支援を行います。また福祉研修センターにおいて体系的・計画的な研修を提供し、福祉サービスの質の向上を図るとともに、より多くの施設・事業所の職員が研修に参加できるように、県において研修参加に係る代替職員の派遣などを推進します。

県の具体的施策

- ・ 福祉人材センターと福祉研修センター、ハローワーク、高知家の女性しごと応援室などとの連携を強化し、求職者に合わせた職場開拓や職場体験のコーディネートを行うなど、マッチング機能の強化を図ります。また、ふくし就職フェアの開催、ハローワークでのセミナーの実施など、新規参入者や潜在有資格者に対する就労促進策を強化します。
- ・ U・Iターン就職相談会等にて、県外からの移住希望者の支援に取り組めます。
- ・ 介護福祉士等修学資金貸付事業を拡充し、質の高い人材の養成を推進します。
- ・ 人手不足感がより強い中山間地域等でのホームヘルパー養成研修を推進し、人材の参入を促進します。
- ・ 高校生を対象にした介護職員初任者研修を推進します。
- ・ 福祉分野への関心を高めるため、小・中・高校生を対象にしたキャリア教育を推進します。

- ・ 福祉・介護の仕事の魅力や大切さを広くPRするため、広報啓発のイベント開催などに取り組みます。
- ・ 福祉研修センターにおいて、体系的・計画的な研修を実施するとともに、多くの職員が研修に参加できるよう、研修参加にかかる代替職員の派遣などを推進します。
- ・ 職場環境改善のための福祉機器の導入支援や活用を促進するための研修実施に取り組みます。
- ・ 入職した若手職員への継続的なフォローアップと、職員定着のための管理者に対する意識啓発に取り組みます。
- ・ 地域医療介護総合確保基金を活用し、関係機関や民間等からも広く事業提案を募り、参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善などに取り組みます。

数値目標

具体的項目	現状 H27	目標 H31年度	担当課
福祉人材センターにおける就職者数	176人 (H26)	70人 (※1)	地域福祉政策課
介護福祉士養成校の入学者数	介護福祉士養成校 の入学者数79人 (H27)	70人 (※2)	地域福祉政策課
県が支援する介護職員初任者研修の修了者のうち就職者の数	・高校生47人(H26) ・中山間41人(H27)	125人 (※3)	地域福祉政策課
潜在介護福祉士等の就業者数	—	40人	地域福祉政策課
介護職場の離職率の低下による離職者の減	15.6% (H26)	60人 (離職率14.6%)	地域福祉政策課

※1、3：H26より純増の延べ人数

※2：H27より純増の延べ人数

② 民生委員・児童委員活動の充実

ア 民生委員・児童委員の役割と活動の広報・啓発

現状及び課題

- 民生委員・児童委員は、住民に最も身近な相談相手であり、住民との信頼関係の中で市町村と連携した高齢者の見守りや災害時要配慮者対策への取組などの地域福祉を推進する活動を行っています。また、民生委員・児童委員の中には、児童に関する活動を専門的に行う主任児童委員がいます。
- 高齢者や児童の課題にとどまらず、生活困窮者対策、自殺対策、災害対策や子育て家庭への支援など地域の課題は複雑、多岐にわたっており、地域福祉活動の推進役として民生委員・児童委員に対する期待は大きくなっています。
- こうした地域課題への対応には、民生委員・児童委員の活動について、県民や関係機関に正しく理解されることにより、民生委員・児童委員が行政はもとより地域住民や関係機関としっかりと連携・協働して取り組むことが重要ですが、依然として、民生委員・児童委員の活動への理解は十分広まっていない状況にあると言えます。
- こうした中、平成26年4月に施行された改正災害対策基本法において、提供の同意が得られた避難行動要支援者名簿について、民生委員・児童委員に提供できることとされ、日ごろの見守り活動に活用できる仕組みができました。
- 民生委員・児童委員には、民生委員法で守秘義務が課せられており、地域で支援を必要とする人の情報が、市町村から適切な方法で提供されることが必要です。

取組の方向

- ◎多くの県民が、民生委員・児童委員の活動に関心を持ち、活動への理解を深め、幅広い活動への協力が促進されるように広報・啓発活動などの取組を進めます。
- ◎民生委員・児童委員が「あったかふれあいセンター」などの運営に関わることで、それぞれの地域で活動している団体や事業者とのネットワークづくりを進めます。
- ◎民生委員・児童委員活動に必要な個人情報提供されるよう、市町村などの関係機関と連携して取り組みます。

イ 研修や活動の充実

現状及び課題

- 人口減少や高齢化等により、民生委員・児童委員の確保が難しくなっている地区があります。また、年齢や経験年数などによって、地区ごとの民生委員・児童委員の活動に違いもあります。
- 県では毎年、新任研修・中堅研修・会長研修の対象別研修を実施しており、また、各地域ではそれぞれの民生委員児童委員協議会が中心となりブロック別に研修を実施しています。
- 特に、一期目の民生委員・児童委員に対しては、3年間にわたり、経験に応じた必要な知識や技術を習得していただくための研修を実施しています。
- 併せて、民生委員・児童委員の具体的な活動について、日々の見守り活動や相談への対応、関係機関との連携や住民への情報提供などをわかりやすく解説したハンドブックを作成し、活動に活かしていただくよう取り組んでいます。
- さらには、子どもの貧困や虐待などにおいて背景に様々な要因が絡むなど問題が複雑・多岐にわたってきているため、住民からの様々な相談に対応していくためには、相談対応研修や、社会的な課題に対する知識の習得など、スキルアップのための研修の充実により活動の充実・強化を図ることが必要です。

取組の方向

- ◎これまでの研修に加え、相談対応研修など内容の充実を図り、活動意欲の醸成と、資質の向上により活動の充実・強化を図ります。
- ◎自殺対策や認知症高齢者など複雑化する地域のニーズに的確に対応するため、傾聴ボランティアやキャラバン・メイト³⁵など、地域のニーズに個別に対応するより具体的な研修への参加を進め、スキルアップを図ります。
- ◎個人情報の取扱いについては、1年目の新任研修において重点的に解説を行うなど正しい理解の促進に努めます。

³⁵ キャラバン・メイト：認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。

ウ 見守り協定事業者と民生委員児童委員協議会との協定による見守り活動の推進

現状及び課題

- 平成 19 年度に民生委員・児童委員制度が創設 90 周年を迎えたことを契機に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができることを目指して、高知県、高知県民生委員児童委員協議会連合会と民間事業者との三者で「地域見守り協定」を締結し、地域の中で支援が必要と思われる世帯や子ども、高齢者などの見守り活動を行っています。
- これまでに協定を結んだ 9 事業者（下表参照）は、日常の業務の範囲内で、地域住民の異変に気づいた場合、その地域を管轄する民生委員児童委員協議会に連絡し、早期に必要な対応をしています。例えば、訪問先で発見した気になることを民生委員・児童委員や関係機関に連絡・相談し、支援につながった事例もあります。
- また、市町村の民生委員児童委員協議会と地元の商店などが地域見守り協定を結んで見守り活動を行っている事例もあります。
- 県では、このような地域見守り協定の活動を PR するために、地域見守り活動のロゴマークを作成し、ロゴマーク入りのシールを配送車に貼付したり、事業者の協力員が缶バッジを着けるなどの取組により、協定事業者の活動の PR を行っています。また、民生委員・児童委員の着用する統一ジャンパーにはロゴマークを使用して、協定事業者と民生委員・児童委員が連携した見守り活動の啓発を行っています。
- 民生委員・児童委員の活動は複雑・多岐にわたる中で、求められる役割や期待は大きくなっており、こうした民間事業者と連携した見守り活動をさらに広げていくことが必要です。

事業者名	協定締結年月日
高知新聞販売所 高新会・(株)高知新聞社	平成 19 年 4 月 6 日
(株)サンブラザ	平成 19 年 8 月 28 日
こうち生活協同組合	平成 19 年 10 月 19 日
高知ヤクルト販売(株)	平成 19 年 11 月 29 日
四国電力(株)高知支店・中村支店	平成 20 年 10 月 8 日
JAグループ高知	平成 22 年 1 月 15 日
高知医療生活協同組合	平成 22 年 11 月 25 日
(株)サニーマート	平成 26 年 5 月 28 日
(株)セブン・イレブン・ジャパン	平成 27 年 11 月 27 日



※このほか、高知県民生委員児童委員協議会連合会と高知県警察との協定締結（平成 23 年 3 月 9 日）

取組の方向

- ◎協定事業者の拡大と、それぞれの地域での見守り協定の活動を支援し、地域での見守りのネットワークの輪を広げていくための取組を進めます。
- ◎地域見守り活動のロゴマークを活用し、見守り協定事業者と民生委員・児童委員による見守り活動の広報・啓発を進めます。

エ 地域住民や民生委員・児童委員から相談を受けたケースをワンストップで受け止めて、関係機関へつなぐ仕組みの構築

現状及び課題

- 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりに向けた取組について検討するため、平成 26 年度に実施した民生委員児童委員協議会会長へのヒアリングでは、「行政等につないだ結果を報告してほしい」、「つなぎ先の機関がしっかり対応してくれれば困ることがない」等、事務局や行政に対する意見が多く聞かれ、地域住民や民生委員・児童委員からの相談ケースを必要な支援につなぐ仕組みが十分ではないことが明らかになりました。また、民生委員・児童委員に求められる役割や相談内容が多岐にわたってきており、負担が大きくなっていることも影響し、民生委員・児童委員の欠員が生じています。
- 民生委員・児童委員が活動しやすい環境をつくるためには、民生委員・児童委員や地域住民から相談を受けた事務局等が、その相談をワンストップで受け止めて関係機関につなぎ、情報を共有しながら支援に結びつけていくことが必要です。
- そのためには、多くの民生委員児童委員協議会で事務局を担っており、地域福祉推進の要でもある市町村社会福祉協議会による地域福祉ネットワークのコーディネート機能を強化していくことが必要です。

取組の方向

- ◎ 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりに向けて、地域福祉推進の要である市町村社会福祉協議会の体制・活動の強化を通して、地域住民や民生委員・児童委員から相談を受けたケースをワンストップで受け止めて、関係機関へつなぐ仕組みを構築します。

県の具体的施策

- ・ 民生委員・児童委員の活動の広報を積極的に行い、県民への理解と周知を図ります。
- ・ 地域福祉推進の要である市町村社会福祉協議会の地域におけるコーディネート力の強化のため、研修や先進事例の学習、助言などの取組を進めます。また、市町村と市町村社会福祉協議会とが連携した相談支援体制を強化するため、高知県社会福祉協議会と連携し各市町村での取組を支援します。
- ・ 市町村などと地域の現状や課題などについて、情報を共有し、連携の強化や役割分担を行うためのケース検討会議等への参加を推進します。
- ・ 民生委員・児童委員の基本的な役割、具体的な活動内容、個人情報適切な管理方法及び情報収集などについて、活動ハンドブックなどを活用して民生委員・児童委員への研修を行います。
- ・ 住民への相談活動で必要となる、福祉制度や福祉サービスに関する知識の習得や相談援助技術の向上のための研修を実施するなど、研修内容の充実を図ります。

- ・ 市町村の民生委員児童委員協議会と事業者との市町村域での地域見守り協定が、より地域に密着した見守り活動となるよう、見守りの実践例などの情報提供を行うとともに、民生委員・児童委員と地元事業者が連携を深める活動を支援します。
- ・ 地域見守り活動のロゴマークを民生委員・児童委員や見守り協定締結事業者に活用してもらい、県民に活動をPRします。

数値目標

具体的項目	現状 H27年度	目標 H31年度	担当課
「民生委員・児童委員の日」などにおける民生委員の活動に関する広報の実施	—	年1回以上	地域福祉政策課
民生委員・児童委員への研修の充実 (段階に応じた研修の実施)	各対象者別研修 (会長、中堅、新任) 1回以上/年	各対象者別研修 (会長、中堅、新任) 1回以上/年	地域福祉政策課

③ 地域住民の福祉活動への参加促進

現状及び課題

- 県内のいくつかの市町村では、民生委員・児童委員の活動を支援する福祉委員等の設置や、地域福祉アクションプランの実践等を通じた住民活動の担い手づくりなど、市町村社会福祉協議会が中心となった地域福祉の担い手の育成が行われています。
- 他方、高知県社会福祉協議会が設置している高知県ボランティア・NPOセンターでは、ボランティアやNPOに関する啓発や相談、情報提供をはじめ、福祉教育・ボランティア学習の推進、災害ボランティアセンターの体制づくり支援を行うなど、関係機関と連携し、ボランティア活動やNPO活動の普及に取り組んでいます。
- ボランティア・NPOの情報発信や情報提供の取組としては、活動をしたい人と参加してほしい団体などのマッチングや活動支援情報の提供を行うインターネットサイト³⁶「ピッピネット」の運用を行っています。現在、このピッピネットには、650近くの団体が登録され、随時、団体の追加や情報の更新を行っています。ピッピネットの認知度を高めることやボランティアのマッチング状況の把握が課題となっています。
- また、市町村社会福祉協議会などに対し、南海トラフ地震等に備え、全市町村で災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げることができるよう、高知県ボランティア・NPOセンターが中心となり支援を行っています。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、住民の方々や民間企業などが地域福祉の担い手となるよう育成していくとともに、ボランティア活動の普及などによる地域課題などの解決に向けた取組をさらに進める必要があります。

取組の方向

◎ボランティアやNPO、民間企業などが、地域福祉の担い手となるよう、人材育成や仕組みづくりを推進します。

県の具体的施策

- ・ 市町村社会福祉協議会や市町村が行う地域福祉の担い手の育成のための取組を高知県社会福祉協議会と連携し、支援します。
- ・ 介護保険制度の見直しによる新たな地域支援事業を活用し、介護予防・生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の育成やネットワーク化などを行う生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の全保険者における設置を推進します。
- ・ ボランティア活動の促進を図るため、高知県社会福祉協議会が設置、運営する高知県ボランティア・NPOセンターが実施する以下の取組を支援します。
 - 地域の福祉教育・ボランティア学習を推進する事業の実施。

³⁶ インターネットサイト：インターネット上でサーバーからの情報提供などのサービスが行われる場所のこと。ウェブサイト。

- ピップネット事業の実施とともに、そのマッチング状況の把握や検証。
 - 市町村社会福祉協議会におけるボランティアセンターの整備及びボランティアコーディネーターの育成支援。
 - 市町村社会福祉協議会における災害ボランティアセンター立上げのための体制づくりとセンター運営のための模擬訓練などの事業の実施。
- ・ 県庁ホームページへの掲載などでピップネットを周知する等の効果的な広報を行います。

数値目標

具体的項目	現状 H27	目標 H31年度	担当課
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の設置 ＜再掲＞	11 保険者 （12月末暫定値）	30 保険者	高齢者福祉課
各市町村社協での大規模災害時における「初期行動計画」の策定	10 市町村	34 市町村	地域福祉政策課

7) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保

① 適切な福祉サービスの利用促進のための仕組みづくり

現状及び課題

<福祉サービス第三者評価事業>

- 社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの評価を行うことやそのほかの措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける人の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないとされています。
- 住民が様々な事情で福祉サービスの利用が必要になった場合に、どこの事業者のサービスが良いのかわからないなど、利用者にとって必要な情報が不足しているため、利用者の適切なサービス選択につながっていない場合があります。
- 福祉サービス第三者評価事業は、平成18年度から実施され、個々の事業者が事業運営における問題点を把握してサービスの質の向上に結び付けるとともに、利用者の適切なサービス選択につながることを目的としています。
- しかし、福祉サービス第三者評価を受審している施設は、受審義務のある社会的養護施設がほとんどとなっており、その他の社会福祉施設等の積極的な受審が求められています。
- 平成27年度施行の子ども・子育て支援制度では、第三者評価が努力義務とされるなど、今後受審施設の増加に取り組んでいくことが求められる中、第三者評価事業の実施体制のあり方に関する検討や、評価機関のスキルアップ等が必要となっています。
- 福祉サービスの質の向上と利用者の適切な福祉サービス選択のために、福祉サービス第三者評価事業の受審の促進と、広く県民に評価結果を公表することが重要です。

福祉サービス第三者評価事業とは

■ 社会福祉法人などが提供する福祉サービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の、公正・中立な第三者評価機関が、専門的・客観的立場から評価を行うことによりサービスの質の向上を目指すものです。

■ 評価結果を公表し、利用者（県民）が適正な福祉サービスの選択ができるようにします。

<高知県運営適正化委員会>

- 高知県運営適正化委員会への福祉サービス利用者からの苦情受付件数は、平成25年度は35件、平成26年度は25件となっています。社会福祉事業者の数などを考えると埋もれている苦情などがあると思われます。
- 事業者のサービス提供に関する苦情解決の仕組みを、利用者、家族等へ周知することが必要です。
- 相談内容は、職員の接遇と説明・情報提供への苦情が多く、最近では、障害者総合支援法の改正・施行（平成25年）による制度の変更などから障害のある人からの苦情・相談が増えています。
- 福祉サービスへの苦情相談者の中には、福祉サービス提供事業所に対しての強制力や指導を求

める方もいることから、指導権を持つ行政機関との連携が重要となります。

- こうした中、相談したことによって不利益を被ることをおそれる相談者もいることから、施設・事業所においてはそのような心配を抱かせないような対応が求められます。
- また、社会福祉施設には、利用者の権利が守られているかをチェックし、利用者の不満や苦情を受け付け、その解決を図る「苦情解決第三者委員」の設置が義務付けられています。施設等の理解が深まり設置が進んでいますが、まだ設置ができていない施設や、施設を訪問したことのない委員がいる等、第三者委員の取組自体にも温度差がある状況です。利用者、施設等や第三者委員に向け、活動の理解や資質向上への取組を推進していく必要があります。

運営適正化委員会とは

■福祉サービスの利用者が事業者と対等な関係でサービスを利用できるよう、利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるとともに、当事者間で解決が困難な福祉サービス苦情を適切に解決する公正・中立な第三者機関です。

取組の方向

<福祉サービス第三者評価事業>

◎利用者の適切なサービス選択のために、福祉サービス第三者評価事業の各福祉施設への制度周知を行い、受審を促進することで、福祉サービスの質を高めます。

<高知県運営適正化委員会>

- ◎社会福祉施設等における苦情解決体制や苦情処理に係る取組などについて、行政機関と情報共有し、監査などで指導する仕組みづくりを進めます。
- ◎社会福祉施設等の第三者委員の資質向上と苦情解決技術の向上を図ります。

県の具体的施策

<福祉サービス第三者評価事業>

- ・福祉サービス第三者評価事業の社会福祉施設等への制度周知と受審促進を行います。

<高知県運営適正化委員会>

- ・福祉サービス提供に関する苦情解決の仕組みを県民に周知します。
- ・福祉サービス利用者から寄せられる苦情情報を共有することで、県が行う社会福祉施設などへの指導監査に活かし、福祉サービスの適切な利用や提供を確保するために、運営適正化委員会や高知県国民健康保険団体連合会と意見交換を行います。
- ・運営適正化委員会が実施する社会福祉施設等の第三者委員の資質向上、苦情解決技術を向上するための研修などについて、財政的支援を行います。

② 権利擁護の取組の推進

現状及び課題

<日常生活自立支援事業>

- 高知県社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業は、自分一人でサービスの選択や契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方などに対して、利用契約に基づき福祉サービスの利用申込みや契約代行、福祉サービスの利用料金の支払代行などを行う事業です。
- 高齢者の増などに伴い、契約件数も増加しており、平成 19 年度の新規契約件数は 70 件でしたが、平成 25 年度は 95 件、平成 26 年度は 96 件となっています。また、実利用者件数についても平成 19 年度は 422 件だったものが、平成 25 年度は 652 件、平成 26 年度は 628 件と数年で大きく増えています。
- 日常生活自立支援事業の実施体制は、平成 23 年度まではブロックごとに専門員を配置していましたが、地域住民のより身近な場所で実施できるよう、平成 24 年度から順次、市町村社会福祉協議会への移行が進められ、平成 26 年度以降は全ての市町村社会福祉協議会に専門員を配置して実施しています。
- また、契約時には判断能力があっても、その後、判断能力が低下したため、本事業で支えきれない利用者や、親族等による経済的虐待や悪徳商法等の被害に遭うケース等が存在します。こういった場合、問題を解決するためには成年後見制度への移行が必要ですが、後見人の申立てをする身寄りがいないことや、費用がないため成年後見制度につながらないケースがあります。
- こうした場合には、市町村長による後見開始申立てや市町村社会福祉協議会などによる法人後見支援事業により対応することが重要であり、地域の様々な機関との連携が重要となっています。

日常生活自立支援とは

■ 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などのうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助などを行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する事業です。

<成年後見制度>

- 判断能力が十分でない人がさまざまな法律行為を行う場合に、本人の能力を補い権利を保護するための制度で、平成 12 年から実施されています。
- 今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加することに伴い、成年後見制度の需要はさらに増大することが見込まれます。
- 地域の実情にに応じて、誰もが制度を利用できるよう、市民や社会福祉協議会等も含めた後見人を中心とした支援体制を検討する必要があります。
- 県内の首長申立ての件数は、平成 26 年は 35 件となっています。
- また、県内の市町村社会福祉協議会のうち、法人後見の受任体制を整えているのは、平成 27 年度末時点で、8 市町社会福祉協議会となっています。

- 首長申立て、社会福祉協議会による法人後見、市民後見等、権利擁護に関する取組状況は、組織体制や専門職の確保などの要因から、地域によって温度差があります。

成年後見制度とは

■ 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な成年者のために、金銭管理や身の回りの世話のための契約等の法律行為全般を行って、これらの人の保護と支援を行う制度です。

取組の方向

<日常生活自立支援事業>

- ◎ ニーズの発掘とともに適切で効果的な事業が実施されるよう、広報等で事業の内容について周知を進め、身近な支援体制の構築を目指します。

<成年後見制度>

- ◎ 成年後見制度の利用促進に向けた取組を推進します。
- ◎ 成年後見制度の後見人の担い手として、市町村社会福祉協議会の法人後見の取組を推進します。

県の具体的施策

<日常生活自立支援事業>

- ・ 高知県社会福祉協議会の日常生活自立支援事業について、財政的支援を行うとともに、その事業の広報を行います。

<成年後見制度>

- ・ 認知症高齢者や一人暮らし高齢者の成年後見制度の利用を促進するため、市町村の申立ての活用が進むよう、市町村と協議を進めます。
- ・ 高知県社会福祉協議会などと連携し、市町村社会福祉協議会が成年後見制度の後見人の受皿となるよう協議を進めます。

数値目標

具体的項目	現状 H27	目標 H31年度	担当課
市町村社会福祉協議会による法人後見の受任体制の整備	8市町村 社協	15市町村 社協	地域福祉政策課 高齢者福祉課 障害保健福祉課

8) 地域福祉アクションプランの推進

現状及び課題

- 本県では、第1期計画に基づき、地域福祉を推進する基盤整備のため、市町村の地域福祉計画と、社会福祉協議会の地域福祉活動計画とが一体化した「地域福祉アクションプラン」の策定を推進してきました。
- また、「あったかふれあいセンター」が地域課題やニーズに柔軟に対応できる小規模多機能支援拠点として継続していくために、民生委員・児童委員や老人クラブ、ボランティアなど、住民や関係機関の参画による官民協働の運営協議会等の整備を推進しています。
- 県民誰もが安心して暮らせる「高知型福祉」の実現のためには、地域福祉アクションプランの推進や「あったかふれあいセンター」の運営協議会等、住民参画による官民協働の推進体制の一層の充実を図っていく必要があります。

取組の方向

◎住民参画による官民協働の推進体制の整備を進めます。

県の具体的施策

- ・ 市町村の推進体制の整備・充実や、PDCAサイクルによる見直し等を通じた、地域福祉アクションプランの推進を図ります。
- ・ 「あったかふれあいセンター」の運営について住民の参画を得て協議する会（運営協議会）の設置による官民協働の推進体制を進めます。

数値目標

具体的項目	現状 H27	目標 H31 年度	担当課
地域福祉計画の進行管理のための会の開催状況	16 市町村	34 市町村	地域福祉政策課
地域福祉活動計画の進行管理のための会の開催状況	16 市町村 社協	34 市町村 社協	地域福祉政策課
あったかふれあいセンターの運営協議会の設置 ＜再掲＞	42 箇所	全ての拠点の運営協議 会に住民が参画	地域福祉政策課
地域福祉計画の見直し（市町村数）	—	34 市町村	地域福祉政策課
地域福祉活動計画の見直し（市町村社協数）	—	34 市町村社協	地域福祉政策課

地域福祉アクションプランの推進に関しては、第4章において、これまでの経過や基本事項、大切な視点を示します。

第4章 地域福祉アクションプランの推進

ここでは、市町村が策定する地域福祉計画と、市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の推進の経過や基本事項、大切な視点について示します。

1. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な推進

- 本県では、人口減少や高齢化の進行、多様化する生活課題等への対応に向け地域福祉を推進するために、高知県社会福祉協議会と連携し、地域福祉アクションプランの策定を推進してきました。

地域福祉アクションプランとは

■市町村が社会福祉法第 107 条に基づき、市町村の地域福祉の推進に関する事項を定める「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が地域住民や福祉活動を行う民間団体の自主的な福祉活動を中心とした、地域福祉を推進するために策定する「地域福祉活動計画」とを一体的に策定したものを言います。

- 取組の結果、高知県地域福祉支援計画を策定した平成 22 年度は、地域福祉計画を策定済みの市町村は6市町村でしたが、25 年度末には県内の全ての市町村で策定が完了しました。
- 一方、地域福祉活動計画については、平成 22 年度には策定済みの市町村社会福祉協議会は7箇所でしたが、平成 26 年度に再法人化した梶原町社会福祉協議会を除くと、25 年度末には全ての市町村社会福祉協議会で策定済みとなりました。
- 従って、平成 27 年度末には、33 市町村で、地域福祉アクションプランにより地域福祉を推進する基盤が整っています。
- 平成 25 年度から 26 年度の 2 年間、地域福祉アクションプランの具体的な実践として、官民一体となって地域の課題に対応していく「こうち支え合いチャレンジプロジェクト」を行い、(1) 住民同士がつながり、地域コミュニティの活動の活性化、(2) 地域全体で見守り支え合う「見守りネットワーク」の構築を推進しました。取組の結果、全ての市町村で、(1) 地域コミュニティ活動の活性化に向けた取組が行われ、(2) ネットワーク会議等が設置されましたが、小地域見守りネットワーク会議等の活動が活発でない市町村も見られるなど、市町村によって取組に温度差があります。
- 加えて、貧困や虐待など複雑・多様化する地域課題や、介護保険制度や生活困窮者自立相談支援制度など新たに施行・見直しされた制度などへの対応が求められており、市町村と市町村社会福祉協議会との連携体制を一層強化し、地域福祉アクションプランに基づく実践を通じて地域福祉を推進していくことが、ますます重要になっています。
- 地域福祉アクションプランの推進においては、市町村や市町村社会福祉協議会、民間団体等、官民一体となり、住民が地域の情報を共有し活動しやすい範囲（小地域ごと）で地

域福祉の取組が着実に実施されるよう、推進体制を明確にすることが重要です。

- 県では、高知県社会福祉協議会と連携し、各市町村での地域福祉アクションプランの実践に向け、情報提供や助言、研修会等の支援を継続していきます。

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定状況

	H22年度 までに策定	H23年度 新規策定	H24年度 新規策定	H25年度 新規策定
地域福祉計画 (市町村)	室戸市、須崎市、 土佐清水市、 四万十市、 佐川町、梶原町 ＜6市町＞	安芸市、南国市、宿毛市、 安田町、北川村、馬路村、 芸西村、本山町、大豊町、 土佐町、大川村、いの町、 中土佐町、日高村、 津野町、大月町、三原村、 黒潮町 ＜18市町村＞	高知市、土佐市、 香美市、香南市、 東洋町、奈半利町、 越知町、四万十町 ＜8市町＞	田野町、 仁淀川町 ＜2町＞
地域福祉活動計画 (市町村社会福祉 協議会)	室戸市、須崎市、 宿毛市、四万十市、 土佐清水市、本山町、 土佐町、佐川町、 日高村、しまんと町 ＜10市町村社協＞	安芸市、南国市、安田町、 北川村、馬路村、芸西村、 大豊町、大川村、いの町、 中土佐町、津野町、 大月町、三原村、黒潮町 ＜14市町村社協＞	高知市、香南市、 香美市、土佐市、 東洋町、奈半利町、 仁淀川町、越知町 ＜8市町村社協＞	田野町 ＜1町社協＞

※梶原町社会福祉協議会については、平成28年度に策定予定。

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の改定予定（平成28年度～31年度）

	H28	H29	H30	H31
地域福祉 計画 (市町村)	室戸市、安芸市、南国市、 宿毛市、土佐清水市、 安田町、馬路村、芸西村、 本山町、大豊町、土佐町、 いの町、中土佐町、梶原町、 日高村、津野町、大月町、 三原村、黒潮町 ＜19市町村＞	土佐市、香南市、香美市、 東洋町、奈半利町、 北川村、大川村、 仁淀川町、佐川町、 越知町、四万十町 ＜11市町村＞	高知市、須崎市、 田野町 ＜3市町＞	四万十市 ＜1市＞
地域福祉 活動計画※ (市町村社会 福祉協議会)	室戸市、安芸市、南国市、 宿毛市、土佐清水市、 安田町、馬路村、芸西村、 本山町、大豊町、いの町、 日高村、中土佐町、津野町、 大月町、三原村、黒潮町 ＜17市町村社協＞	香南市、香美市、 土佐市、東洋町、 奈半利町、北川村、 大川村、仁淀川町、 佐川町、越知町、 しまんと町 ＜11市町村社協＞	高知市、須崎市、 田野町 ＜3市町村社協＞	土佐町 ＜1町社協＞

※四万十市社会福祉協議会については、平成32年度に改定予定。

2. 地域福祉アクションプランの基本事項

(1) 地域福祉計画（市町村）の基本事項

地域福祉計画とは、市町村が地域福祉を推進するために、地域の実情に応じて方向性を示し、必要とされる施策などを明らかにする、社会福祉法第 107 条に基づく計画です。

平成 14 年 4 月 1 日付け厚生労働省社会・援護局長通知（社援発第 0401004 号「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」）により、地域福祉計画に盛り込むべき事項などが示されました。

加えて、平成 19 年 8 月 10 日付けの同局長通知（社援発第 0810001 号「市町村地域福祉計画の策定について」）により、要援護者の支援方策を盛り込むことが示され、また、平成 26 年 3 月 27 日付けの同局長通知（社援発第 0327 第 13 号「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」）により、生活困窮者自立支援方策を盛り込むことが示されています。

■計画に盛り込む内容

●法定又は国の指針により計画に盛り込む事項

①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

（例えば・・・）

- ・福祉サービスを必要とする者への情報提供や相談支援体制の整備
 - ・福祉サービスを利用しようとする者が必要な福祉サービスを選択できる情報提供などの体制整備
 - ・支援を必要とする者が必要な福祉サービスを利用するためのネットワークや連携体制の整備
 - ・福祉サービス提供に従事する者が専門性や資質の向上を図るための体制整備
 - ・福祉サービス利用者の権利擁護や苦情を解決するための体制の整備
 - ・社会的に支援を必要とする者への対応
- など

②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

（例えば・・・）

- ・地域の課題とニーズを把握したうえで、福祉制度サービスと地域の支え合い活動などの連携
 - ・地域で支援を必要とする者への福祉、保健、医療などの分野が連携したサービスの提供
 - ・地域の支え合い活動や保健、医療などの分野と連携した取組の推進
 - ・支え合いの拠点となる「あったかられあいセンター」などの役割
- など

③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（例えば・・・）

- ・地域住民や地域の団体などが地域福祉の推進への主体的な参加の促進
 - ・地域住民、ボランティア団体、NPO法人などの社会福祉活動への支援や連携
 - ・地域福祉を推進する人材の確保や育成
 - ・拠点確保の支援策
- など

●国の通知により計画に盛り込む事項

①要配慮者^(※)への支援方策に関する事項

(例えば・・・)

- ・要配慮者の情報把握と共有及び支援や体制づくり など

②生活困窮者自立支援方策に関する事項

(例えば・・・)

- ・生活困窮者の把握や自立支援に関する事項 など

※ 平成 19 年 8 月 10 日付けの国通知では、「要配慮者」ではなく「要援護者」とされていますが、ここでは「要配慮者」という現行の表現に修正しています。

(2) 地域福祉活動計画（市町村社会福祉協議会）の基本事項

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が、地域住民やボランティア団体、NPO、社会福祉事業所などに呼びかけて、相互に協力して策定する、福祉課題の解決に取り組むための民間の活動・行動計画です。

地域福祉の推進を目的として組織された市町村社会福祉協議会にとって、地域福祉を推進するための活動方針や活動の役割を示した大変重要な計画になります。

■計画に盛り込む内容

●計画に盛り込む事項

① 地域福祉への住民の参加促進

(例えば・・・)

- ・ボランティア活動・NPOなどへの参加促進
- ・見守り活動など地域での支え合い活動の推進
- ・地域福祉活動やボランティアプログラムの開発 など

② 地域の福祉課題の解決と福祉サービスの開発

(例えば・・・)

- ・住民が気軽に集まれる場、相談支援のための拠点の整備
- ・住民や地域の福祉課題を把握し、必要な支援（福祉サービス）を実施するための仕組みづくり
- ・地域福祉のネットワークづくり など

(3) 高知型福祉を進めていくための取組

県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「高知型福祉」の実現を目指し、地域福祉計画及び地域福祉活動計画に、次の内容を盛り込んでいただき、計画に基づく実践活動を推進していくことが重要です。

●計画に盛り込んでいただきたい事項

①あったかふれあいセンターの機能強化

- ・ 誰もが利用できる「集う」機能を基本に、住民の交流や創作活動、高齢者の介護予防・生活支援サービス、障害者の日中活動支援、集いの場への送迎サービスや子育て支援など、地域ニーズに応じたサービスの提供。
- ・ 相談対応、訪問などの見守りネットワーク活動を通じた地域ニーズの把握の推進。
- ・ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「高知型福祉」の実現のため、介護予防プログラムの提供や認知症カフェの設置、高齢者の社会参加の促進や、生活困窮者自立支援制度との連携など、地域ニーズに即した機能の充実・強化に向けた取組。

②災害時要配慮者の避難支援対策

- ・ 南海トラフ地震などに対する防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な取組により、災害に強い地域づくりを推進。

③生活困窮者などが安心して暮らせる地域づくり

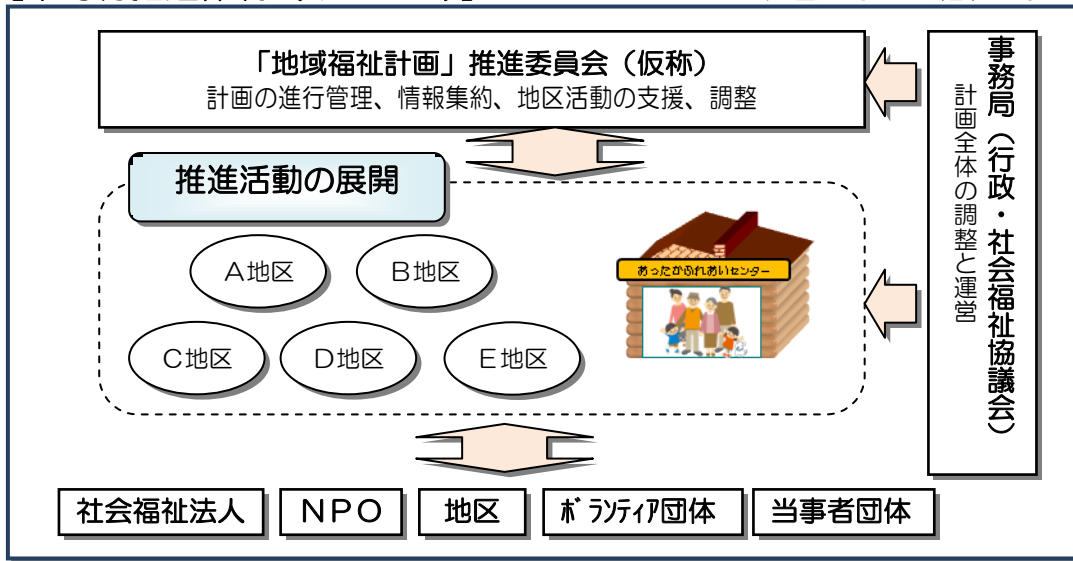
- ・ 生活困窮者など、地域の支援が必要な人の早期発見、早期対応するための見守り支援ネットワークづくり。

3. 地域福祉アクションプランの推進に当たっての大切な視点

(1) 市町村の推進体制の充実

小地域ごとの実践が着実に進むよう、市町村や社会福祉協議会、地域住民、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体などがそれぞれの役割を明確にし、推進体制の整備・充実を図ることが大切です。

【市町村推進体制（イメージ）】PDCAサイクルで、着実な地域福祉の推進



地域での実践活動

それぞれの地区（小地域）で課題解決のための実行計画を作り、実行しましょう。

地区協議会【イメージ】

計画の進行管理、情報集約、活動の支援、調整

推進活動の展開

- 例）
- ・あったかふれあいセンターを活用した支え合いやサービス展開
 - ・地域での高齢者や障害者、子どもの見守り活動
 - ・災害時要配慮者の把握
- など

行政 地域住民 社会福祉法人 NPO ボランティア団体 当事者団体

(2) PDCAサイクルによる見直し・改定

- 時間の経過とともに状況の変わる地域特有の課題や、生活困窮者自立支援制度の施行・介護保険制度の改正等といった、地域福祉を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、地域福祉アクションプランを実効性のある計画にするためには、進行管理等を含む評価体制を明確にしたうえで、計画の進捗状況を定期的に点検し、必要に応じて見直しをするなど、PDCAサイクルの体制づくりが必要です。
- 平成 27 年 10 月 1 日現在、進捗状況を点検するための会を実施している市町村は、16 市町村（うち地域福祉アクションプランの評価組織がある市町村は 13 市町村）となっています。
- また、地域福祉アクションプランは、計画期間を 5 年間としている市町村が多く、平成 28 年度及び 29 年度の 2 年間で改定を迎える市町村が 27 市町村と、全体の 79.4%を占めています。
- 県では、各市町村の地域福祉アクションプランがPDCAサイクルを通じた進捗管理により着実に見直しが行われ、地域の実情に応じた計画へと改定されるよう、高知県社会福祉協議会と連携し、市町村及び市町村社会福祉協議会とともに取組を進めていきます。

用語解説

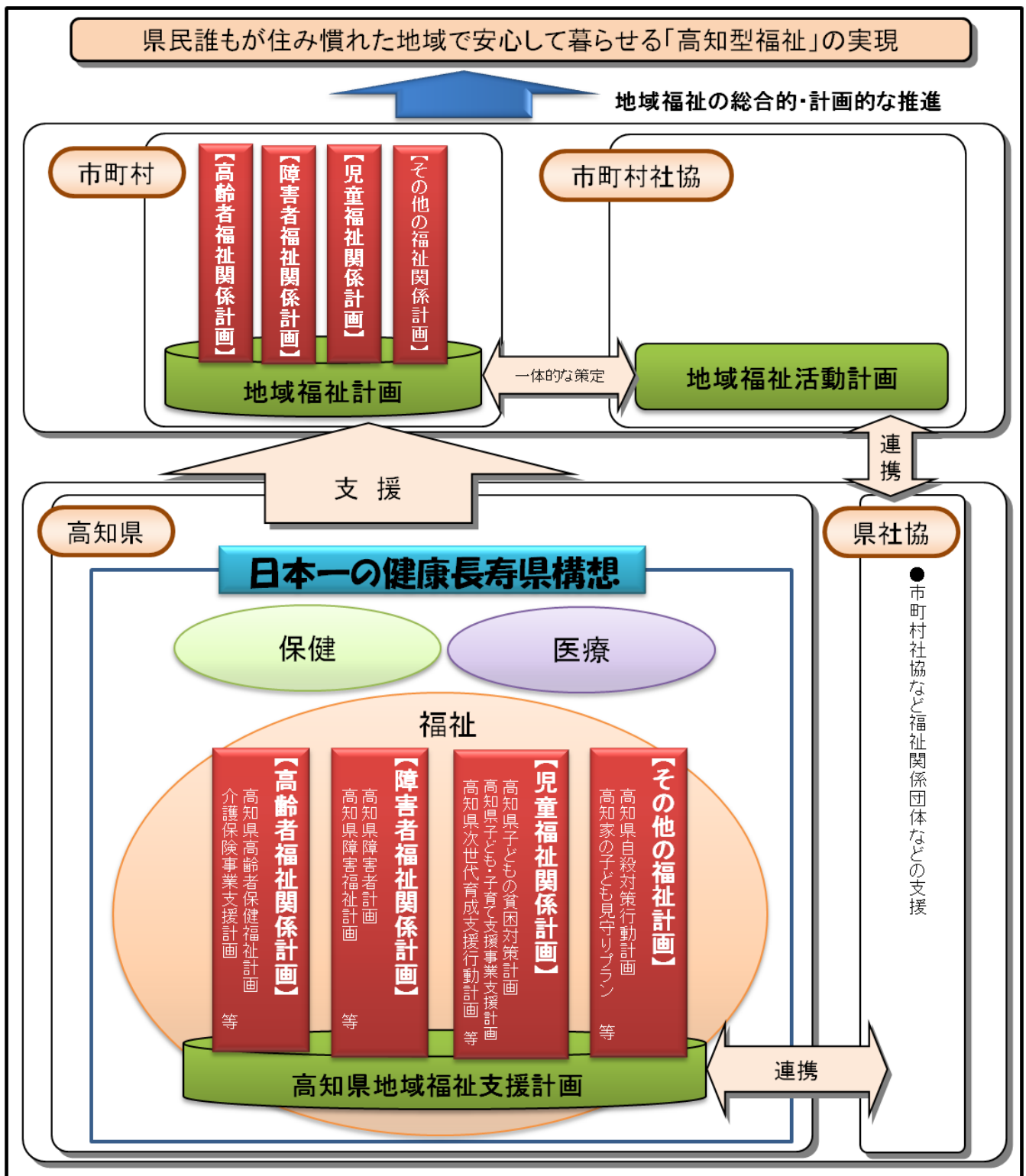
ア行	
アウトリーチ	訪問支援。
インターネットサイト	インターネット上でサーバーからの情報提供などのサービスが行われる場所のこと。ウェブサイト。
インフォーマルサービス	近隣や地域社会、ボランティアなどが行う非公式的な援助サービス。フォーマルサービス(国や地方公共団体など公的機関が行う、法律や制度に基づいた福祉・介護サービス)の対義語として使用される。
NPO	Non-Profit Organization の略。民間非営利組織。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。
カ行	
介護保険法	高齢の要介護者などに対して、社会保険方式により、保健医療サービス及び福祉サービスを提供することを定めた法律。平成 12 年 4 月施行。
介護予防	介護保険制度において、介護保険サービスの充実と合わせ、可能な限り介護を必要とする状態にならないような健康で生きがいのある自立した生活を送ることを支援する考え方。
キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。
「協議体」	介護保険制度において、市町村が主体となり、各地域における生活支援コーディネーターと生活支援サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク。
権利擁護	人間としての権利を保障することで、高齢者や障害者など「弱い立場」にある人々の人権侵害(財産侵害や虐待など)が起きないようにすることや、自己の権利やニーズを表明することが困難な人に代わり援助者が代理として権利やニーズ表明(代弁)を行うこと。
高齢者夫婦世帯	夫が 65 歳以上、妻が 65 歳以上の夫婦のみの世帯。
高齢単身世帯	65 歳以上の単身世帯。
サ行	
児童相談所	児童福祉法第 12 条に基づき、各都道府県に設けられた 18 歳未満の児童に関するあらゆる相談に応じることを目的とする第一線の機関。
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として設立される、社会福祉法第 22 条で定義された法人。

障害者総合支援法	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障害福祉サービスに係る給付や地域生活支援事業、その他の支援の実施について定めた法律。平成 18 年に施行された障害者自立支援法が改正され、平成 25 年4月に施行。
小地域	“住民の顔が見える”日常生活圏(小学校区や中学校区、町内会単位など)。
自立支援	対人援助における対象者の自立に向けた支援。
スキルアップ	技術や能力を向上させること。「スキル」は、訓練して身につけた技能。
生活困窮者自立支援制度	平成 27 年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行う制度。
生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員)	介護保険制度において、高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。
セーフティネット	「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。
相談支援事業所	障害者総合支援法や児童福祉法に基づき、障害のある人の自立した生活を支え、一人ひとりの課題の解決や適切なサービス利用などの相談に応じ、サービスの利用についての計画の作成や地域生活への移行などの支援を行う事業所。
夕行	
地域ケア会議	介護保険制度において、地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交え、介護支援専門員(ケアマネジャー)のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援することを目的として、市町村が設置する会議。個別ケースの課題分析等を通じて共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけていくことで、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながる。
地域支援事業	介護保険法第 115 条の 45 に基づき、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会参加しつつ、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進することにより、被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、市町村が実施する事業。
地域自立支援協議会	地域における障害のある人への支援体制に関する課題について関係機関等が情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行うことを目的として、市町村が設置する機関。

地域福祉アクションプラン	市町村が社会福祉法第 107 条に基づき、市町村の地域福祉の推進に関する事項を定める「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が地域住民や福祉活動を行う民間団体の自主的な福祉活動を中心とした、地域福祉を推進するために策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定したもの。
地域福祉コーディネーター	地域福祉の拠点を中心に、地域や関係機関のネットワークを構築しながら、地域ニーズや課題に対応した支え合いの仕組みづくりを推進する役割を担う。
地域包括支援センター	介護保険法第 115 条の 46 に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として、市町村が設置するもの。
ナ行	
日本一の健康長寿県構想	県民が健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすことができる県づくりを目指して、保健、医療、福祉の各分野の課題を分析し、平成 22 年 2 月に取りまとめた構想。平成 28 年 2 月には、「第 3 期構想」としてバージョンアップを行っている。
認知症サポーター	認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする人。
認定就労訓練事業	生活困窮者自立支援制度において、一般就労といわゆる福祉的就労との間に位置する中間的就労の形態として位置付けられるもので、直ちに一般就労に就くことが難しく、柔軟な勤務形態が必要な者に支援付きの就業機会を与えることで一般就労(自立)につなげる生活困窮者自立支援施策。社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する。
ハ行	
PDCA サイクル	計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のプロセスを順に実施し、最後の Act では Check の結果から、最初の Plan の内容を継続・修正・廃止のいずれかに改善して、次回の Plan に結び付ける。
避難行動要支援者	「要配慮者のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とするもの」とされている。(災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項の規定による)
避難支援等関係者	「消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和 23 年法律第 198 号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 109 条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者」とされている。(災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項の規定による)
ふれあいサロン	地域の中で仲間づくりや異世代交流を行い、人と人とを結ぶ触れ合いの場。「サロン」は、もともと応接室などの部屋を意味する言葉であるが、この計画では、高齢者や障害者などを支援する場の意味。

ホームヘルプサービス	在宅において日常生活に支障のある高齢者や障害者に対して、入浴や食事など、身体介護や生活援助を行うサービス。「訪問介護」とも呼ばれている。
ヤ行	
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者とされている。 (災害対策基本法第8条第2項第15号の規定による)

(参考1) 地域福祉支援計画と地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ



(参考2) 高知県地域福祉支援計画(平成23~27年度)の数値目標の達成状況

区 分		計画策定時 (H23年3月)	目 標 (H27年度末) (A)	H27末(見込) (B)	達成率(見込) (B/A)	担当課	
新たな支え合いによる地域づくりの推進	地域福祉の拠点の整備(設置箇所数)	30市町村 (39力所)	サテライトを含めて旧市町村 (平成の合併前)単位に1カ 所以上	29市町村 (42力所)	71.7% (38/53)	地域福祉 政策課	
	地域福祉の拠点の官民協働による運営体制の構築 (運営協議会の設置)	—	全ての地域福祉の拠点	29市町村 (42力所)	100% (42/42)		
	地域福祉の拠点の職員体制の整備 (地域福祉コーディネーターなどの配置)	—	全ての地域福祉の拠点	29市町村 (42力所)	100% (42/42)		
	地域福祉コーディネーター及びスタッフの育成 (段階に応じた研修の実施)	—	年1回以上	年1回以上	100%		
	地域福祉計画の策定(策定市町村数)	6市町村	34市町村	34市町村	100%		
	地域福祉活動計画の策定(策定市町村社協数)	7市町村社協	34市町村社協	33市町村社協	97.1%		
	【再掲】地域福祉の拠点の官民協働による運営体制の構築 (運営協議会の設置)	—	全ての地域福祉の拠点	29市町村 (42力所)	100% (42/42)		
	新たな支え合いの地域福祉の拠点の整備 (生活課題に対応した生活支援サービス、地域ニーズの掘り起こし、地 域の支え合いなどの仕組みづくり)	—	全ての地域福祉の拠点	29市町村 (42力所)	100% (42/42)		
	介護予防に関する地域リーダーの育成 (育成保険者数)	2保険者	30保険者	27保険者	90%		高齢者福 祉課
	介護予防手帳の活用(活用保険者数)	3保険者	30保険者	27保険者	90%		
安全で安心して暮らせる地域づくりの推進	<高齢者>地域包括支援ネットワークシステムの構築(要支援者の ニーズ把握、専門機関のネットワーク、総合相談窓口の体制、活動の評 価などの仕組みづくりと活動を開始した市町村数)	—	34市町村	29市町村 (あったか設置市町村数)	85.3%	高齢者福祉 課、地域福 祉政策課	
	地域包括支援センター職員のスキルアップ (段階に応じた研修の実施)	年2回	年3回以上	年3回	100%	高齢者福 祉課	
	認知症サポーターの育成(育成サポーター数)	10,225人	20,000人	40,072人 (H27.12.31)	200.4%		
	<障害者>地域包括支援ネットワークシステムの構築(要支援者の ニーズ把握、専門機関のネットワーク、総合相談窓口の体制、活動の評 価などの仕組みづくりと活動を開始した市町村数)	—	34市町村	29市町村 (あったか設置市町村数)	85.3%	障害保健福 祉課、地域福 祉政策課	
	地域自立支援協議会の設置(設置市町村数)	30市町村	34市町村	34市町村	100%	障害保健福 祉課	
	<児童>地域包括支援ネットワークシステムの構築(要支援者のニ ーズ把握、専門機関のネットワーク、総合相談窓口の体制、活動の評 価などの仕組みづくりと活動を開始した市町村数)	—	34市町村	29市町村 (あったか設置市町村数)	85.3%	児童福祉 課、地域福 祉政策課	
	児童家庭相談担当市町村職員のスキルアップ(研修の実施)	2回/年	3回/年	2回/年	66.7%	児童福祉課	
	<自殺予防・ひきこもり自立支援>地域包括支援ネットワークシ ステムの構築(要支援者の把握、相談窓口の連携体制づくりなどの取組を 開始した市町村数)	—	34市町村	29市町村 (あったか設置市町村数)	100%	障害保健 福祉課、地 域福祉政 策課	
	県全体のネットワークと連携した市町村の関係機関によるネットワ ークの構築(ネットワークづくりを開始した市町村数)	—	34市町村	34市町村	100%		
	傾聴ボランティアの育成(育成ボランティア数)	100人(予定)	600人	357人	59.5%	障害保健 福祉課	
	こころのケアサポーターの育成(育成サポーター数)	100人(予定)	600人	472人	78.7%		
	要介護者の早期発見、見守り支援のネットワークの構築 (地域でのネットワークづくり)	—	全ての地域福祉の拠点	29市町村42カ所	100% (42/42)	地域福祉 政策課	
	緊急時の対応の仕組みの構築(地域での仕組みづくり)	—	全ての地域福祉の拠点	29市町村42カ所	100% (42/42)		
	地域支援ワーカーの育成(育成ワーカー数)	—	300人	236人	78.7%		
	買物支援のための地域での取組の推進(取組市町村数)	8市町村	28市町村	15市町村	53.6%	中山間地 域対策課	
	集落機能のあり方の話し合いの場づくりの推進(実施市町村数)	—	34市町村	—	—		
	自主防災組織率の向上(自主防災組織率)	64.6% (H22.4.1)	100% (H26)	92.7% (H27.4.1)	92.7%	南海トラフ 地震対策課	
	災害時要介護者台帳の整備(整備市町村数)	29市町村	34市町村	—	—		
	<参考>避難行動要支援者名簿の作成	—	—	<34市町村>	100%		
	個別避難支援プランの策定(策定市町村数)	20市町村	34市町村	—	—	地域福祉 政策課	
	<参考>避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の策定 (一部地域のみ策定も含む。)	—	—	<12市町村>	35.3%		
	福祉避難所の指定(指定市町村数)	3市町村 (5箇所)	34市町村	34市町村 (178施設)	100%		
	福祉を支える担い手の育成	【再掲】地域福祉コーディネーター及びスタッフの育成 (段階に応じた研修の実施)	—	年1回以上	年1回以上	100%	地域福祉 政策課
【再掲】地域支援ワーカーの育成(育成ワーカー数)		—	300人	236人	78.7%		
民生委員・児童委員と市町村との意見交換の実施(実施市町村数)		—	34市町村	34市町村	100%		
民生委員・児童委員への研修の充実(段階に応じた研修の実施)		各対象者別研修 (会長、中堅、新任) 1回以上/年	各対象者別研修 (会長、中堅、新任) 1回以上/年	各対象者別研修 (会長、中堅、新任) 1回以上/年	100%		
災害時ボランティアセンターの体制整備(整備市町村数)		23市町村	34市町村	34市町村	100%		

第2期高知県地域福祉支援計画 策定経過

平成26年 9月25日 社会福祉審議会
・地域福祉専門分科会での検討、スケジュール確認

平成27年 6月5日 第1回地域福祉専門分科会
・計画骨子（案）、基本事項の確認 など

平成27年 8月11日 第2回地域福祉専門分科会
・課題、理念、基本施策の検討 など

平成27年10月28日 第3回地域福祉専門分科会
・計画（原案）の検討

平成28年 1月26日 第1回社会福祉審議会
・計画（原案）の検討

パブリックコメント
2月23日から3月14日まで

平成28年3月 第4回地域福祉専門分科会（書面開催）
・計画（案）の検討

平成28年3月28日 第2回社会福祉審議会
・計画（案）の承認

高知県社会福祉審議会 委員

平成28年1月12日現在

(※各区分ごと五十音順)

区分	氏名	役職
県議会議員	明 神 健 夫	県議会議員
	依 光 晃一郎	県議会議員(危機管理文化厚生委員長)
社会福祉事業関係者	大 黒 哲 也	高知県保育士会副会長
	岡 本 圭 美	高知県知的障害者育成会評議員
	小田切 泰 禎	高知県社会福祉協議会常務理事
	片 岡 卓 宏	高知県身体障害者連合会会長
	楠 目 隆	高知県社会福祉法人経営者協議会会長
	小 松 妙	高知県ホームヘルパー連絡協議会会長
	中 岡 恒 子	高知県老人クラブ連合会理事(高知市老人クラブ連合会副会長)
	浜 口 真 人	日本赤十字社高知県支部事務局長
	町 田 好 徳	高知県民生委員児童委員協議会連合会副会長
	松 尾 美 絵	高知県精神障害者家族会連合会副会長
学識経験者	泉 谷 智 彦	高知県医師会(高知赤十字病院・脳外科 第一脳神経外科部長)
	岩 崎 憲 郎	高知県町村会会長(大豊町長)
	大 崎 博 士	高知県青年団協議会会長
	岡 崎 誠 也	高知県市長会会長(高知市長)
	岡 谷 英 明	高知県人権尊重の社会づくり協議会委員 (高知大学教育学部教授)
	岡 林 弘 毅	高知県医師会会長(県庁前クリニック院長)
	織 田 英 正	高知県歯科医師会会長
	佐々木 香代子	高知県連合婦人会会長
	竹 村 晴 光	高知県医師会副会長(竹村循環器内科院長)
	田 内 芳 仁	高知県医師会(田内眼科院長)
	中 平 雅 彦	高知新聞社取締役編集局長
	中 平 眞理子	高知県薬剤師会常務理事
	野 並 誠 二	高知県医師会(高知病院院長)
	宮 井 千 恵	高知県看護協会会長
	宮 上 多加子	高知県立大学社会福祉学部長
柳 原 弘 男	高知県医師会(さえんば耳鼻科院長)	

(任期:平成28年1月12日から平成31年1月11日)